

平成28年第1回御宿町議会定例会

議事日程 (第3号)

平成28年3月10日(木曜日)午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第24号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第25号 御宿町海水浴場等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第26号 御宿町定員適正化計画の策定について
- 日程第 4 議案第27号 平成27年度御宿町水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第 5 議案第28号 平成27年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第 6 議案第29号 平成27年度御宿町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 7 議案第30号 平成27年度御宿町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第 8 議案第31号 平成27年度御宿町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第 9 議案第37号 平成28年度御宿町一般会計予算(説明まで)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	瀧口義雄君	2番	北村昭彦君
3番	堀川賢治君	4番	大地達夫君
5番	滝口一浩君	6番	貝塚嘉軼君
7番	伊藤博明君	8番	土井茂夫君
9番	大野吉弘君	10番	石井芳清君
11番	高橋金幹君	12番	小川征君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	教育長	浅野祥雄君
総務課長	大竹伸弘君	企画財政課長	田邊義博君
産業観光課長	吉野信次君	教育課長	金井亜紀子君
建設環境課長	殿岡豊君	税務住民課長	齋藤浩君
保健福祉課長	埋田禎久君	会計室長	岩瀬晴美君

事務局職員出席者

事務局長	渡辺晴久君	主事	鶴岡弓子君
------	-------	----	-------

◎開議の宣告

○議長（大地達夫君） 皆さん、こんにちは。

本日の日程は、あらかじめお手元に配付いたしました日程のとおりです。よろしくお願いいたします。

本日の出席議員は12名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の開議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

傍聴人に申し上げます。

傍聴にあたっては、傍聴規則に従い静粛をお願いいたします。なお、携帯電話の類いは使用できませんので、電源をお切りください。

（午前 9時32分）

◎議案第24号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第1、議案第24号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

齋藤税務住民課長より議案の説明を求めます。

齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） それでは、議案第24号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、国保の運営が広域化されることとなっており、平成30年に向けた経過措置といたしまして御宿町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

まず初めに、国民健康保険税の算出方法について説明させていただきます。

御宿町では、加入者の固定資産税に課税する資産割、前年の世帯の所得に応じて計算する所得割、加入者の人数に対して計算する均等割、1世帯当たりで計算する平等割の4方式で計算したものが国民健康保険税の税額となっています。

一方、平成30年度よりの国保の広域化にあたりましては、標準的な算定方式のイメージが示されておりまして、資産割を除く所得割、均等割、平等割の3方式となっております。このことから、平成28年度以降において段階的に資産割の税率を下げていき、平成30年度の広域化へ

移行させていきたいと考えています。

それでは、改正の内容につきましては、新旧対照表に沿って説明させていただきます。議案の後ろに添付してあります新旧対照表をご覧ください。

1 ページの第 2 条は課税額について定めていますが、第 3 項後期高齢者支援金等課税額及び第 4 項介護納付金課税額は資産割額の率をそれぞれゼロとすることから、資産割額の文言を削除するものです。

次に、第 4 条につきましては、国民健康保険税の被保険者に係る資産割額について定めたものですが、その率を100分の18から100分の10と税率を下げるものです。

第 7 条につきましては、国民健康保険税の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額について定めたものですが、税率をゼロとすることから削除するものです。

第 9 条につきましては、介護納付金課税被保険者に係る資産割額について定めたものですが、税率をゼロとすることから削除するものです。

また、この附則として、この条例は平成28年 4 月 1 日から施行し、平成28年度以降の国民健康保険税に適用することを定めるものです。

なお、本改正案につきましては、去る 2 月19日に開催されました国保運営協議会においてご協議いただき、ご承認をいただいたことを申し添えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

11番、高橋金幹君。

○11番（高橋金幹君） 11番、高橋です。

国民健康保険税の一部改正について、ご質問したいと思います。

平成30年度からの国保広域化に向けて、県から示される標準保険料率の課税方式が所得割、均等割、平等割の3方式になる見込みであることから、御宿町の平成28年度当初予算においては資産割の率の引き下げを予定しているということで、資産割の率を100分の18から100分の10に改めるということでありますけれども、資産割の率を8%下げることによる影響額は幾らなのかお聞きしたいと思います。

○議長（大地達夫君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） ただいまの18%というのは、医療費分に当たろうかと思いますが、御宿町全体では資産割につきましては医療費分、後期高齢者支援分と介護納付金分の3種類ございまして、全体の影響額について説明させていただきたいと思います。

医療費分につきましては、今現在、最近のもので試算しますと430万円程度、後期高齢者支援分5%からゼロに変えて275万円程度、介護納付金9%からゼロに変えて130万円程度、全体額の影響額といたしましては840万円ほどを見込んでおります。

なお、影響する世帯についてつけ加えさせていただきますけれども、医療分、後期高齢者分で1,063世帯、介護納付金分におきましては362世帯に影響があるというふうに試算しております。

以上です。

○議長（大地達夫君） 11番、高橋金幹君。

○11番（高橋金幹君） 11番、高橋です。

これまで国民健康保険税は、応能割、いわゆる所得割と資産割、それから応益割、これは均等割と平等割ですけれども、この割合が50%、50%になるのが課税方式としては最善と言われておりましたけれども、資産割の率の引き下げにより応能応益割合がどのように変わるのか。また、応能割合が減った分応益割合が増え、低所得者にはその分税負担が重くなるかと思われまますけれども、どのようにお考えか、あわせてお伺いします。

○議長（大地達夫君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 地方税法の703条の4に、ただいま高橋議員がおっしゃいました所得割、資産割を応能割で均等割と平等割を応益割と言いますけれども、その比率が約50%ずつになるようにというような記載がございます。

28年2月末現在で応能割、応益割の比率を計算しましたところ、応能割につきましては医療分で50.6%、応益割では49.4%です。これを28年度予算のところで計算いたしますと、医療費分の応能割は……、応能割は私50.6%と言いましたでしょうか。申しわけございません。2月末現在が50.6%です。28年度の予算ベースで計算いたしますと50.8%、応益割は49.2%でございます。この率から考えますと、資産割の引き下げにおける応能応益割の変動は僅差であって影響がないものと見込んでおります。

また、資産割を引き下げることにより、年金収入、低所得者の方が、例えば資産を持っていて資産割の課税がある場合、本来の実収入における課税になってくることから、軽減されていくものというふうに考えております。

以上です。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第24号に賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第24号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第2、議案第25号 御宿町海水浴場等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

吉野産業観光課長より議案の説明を求めます。

吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） それでは、議案第25号 御宿町海水浴場等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、秩序ある良好な海水浴場等を維持・促進するためルールづくりを行い、安全で安心な海水浴場等を一層推進するため、海水浴場等に関する条例の一部を改正するものでございます。

それでは、条文に沿ってご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。

第2条の定義に、「第5項、この条例において入れ墨等とは、入れ墨その他これらに類する外観を有するものをいう。」を加えるものでございます。

次に、第6条の2の次に「第6条の3、海水浴場の利用者は入れ墨等を公衆の目に触れさせることによって、他の者に不安を覚えさせ、他の者を畏怖させ、他の者を困惑させ、または他の者に嫌悪を覚えさせてはならない。」を加えるものでございます。

施行日につきましては、平成28年4月1日から施行するものでございます。

また、外房観光連盟に加盟しておりますいすみ市、勝浦市、鴨川市も同様の条例化を図り、

外房地域一帯で一斉に取り組むものでございます。

また、啓発事業につきましては、海水浴場に周知看板を設置し、外国人向けのも含め、周知放送や周知チラシの配布を行い、夏に向けた報道への情報提供、bayfmキャンペーンでの周知、SNSでの情報発信、いすみ警察署との合同啓発、外房観光連盟での連携での一斉啓発など広く海岸でのルールへの周知を図り、家族が安心して来訪できる体制づくりを行ってまいりたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口です。

長い間の懸案がやっと条例として出てきたと。鎌倉市にも視察へ行った中で、向こうはタオル貸して、そういう啓発行動をやっているという話を聞いて、こういう形になったんだと思いますけれども。

まず、具体的に、海水浴場ということですが、期間がございませぬ、海水浴場設置の期間。じゃ、期間外はどうなんだと。

それと、海水浴場という指定はどこからどこまでかと。駐車場は入らないのかと。公道がそういう形でパンツ一枚で歩いて、今そういう形のものもありますけれども。

それと、海水浴場の利用者という形になっていますけれども、どこまでが利用者という、利用者に対する条例規定がないんですよ。俺、利用者じゃねえとか、ただ歩いているだけだとか、座っているだけだとか、いろんな形のものがあると思うんです。この利用者という規定がどこにあるのか。

それと、まずは海水浴場等という形になっていて、この6条では明確に海水浴場という形で書いてありますけれども。じゃ、海水浴場以外の公的なもの、それは大丈夫なのかというのと、じゃ、海水浴場の設置期間以外、例えばライフセービング等々、バレー大会とか、いろいろあります。そういうものは適用外になるという認識でよろしいんでしょうか。……（録音漏れ）……

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） こういうとき、出すときは抜粋じゃなくて、条例を出してここの一部変更という形のほうがよろしいんじゃないんですか。この一部だけ抜粋だけで済む話ではないでしょう。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） まず1つ目の砂浜というか、海岸等という部分ですが、条例の中に海岸、御宿町が期間で県・国のほうからお借りする範囲が決められておりまして、この範囲の中で行うものでございます。

利用者につきましては、その……。

（「等というのを説明してください」と呼ぶ者あり）

○産業観光課長（吉野信次君） この中には、海水浴場として浜海水浴場、中央海水浴場、岩和田海水浴場とございますが、その区域のほかに浦仲の部分の砂浜についても期間で県・国のほうからお借りしていますので、海水浴場のほかの砂浜の部分も含めてという意味の等が入っているような形です。

次に、期間外については、今あくまでも海水浴場で使っているときが一番家族連れ等も一緒に訪れる期間ですので、その期間内をまず考えております。

駐車場につきましては、その区域からは外れておりますので、入ってくるときに周知をして、海岸の砂浜とか海にいる間に露出をすることを周知して、露出しないように周知を努めるという形でございます。

公共海岸というのが、海外の波打ち際までということでございますので、そこまでが公共海岸としてお借りしている部分ということになります。

以上です。

（「利用者」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） 利用者につきましては、働いている方も含めて、海岸の地域に入った方全てという意味になります。

よろしく申し上げます。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口です。

まず、海岸は、要するに海水浴場というのは、要するに砂辺全部という認識でよろしいんですね。

それと、海水浴場設置期間というのを過ぎれば、もう海水浴場じゃないと。だから、この期間が条例ではうたってあるけれども、周知できないよね。開設期間がいつまでかと。開設期間が海水浴場として県のほうに申請してあると。じゃ、その海水浴場の申請期間はいつだと、何

日から何日までだというのが1点抜けています。

それと、海水浴場の利用者。要するに、夏場、あそこは全部海水浴場だという認識の中で、あそこへ入った者は全部利用者だと、海を利用するという認識でそういう形になっちゃうんですか。犬の散歩でも利用者になっちゃうんですか。全てあそこへ入ったのは利用者という規定なのかということと、これは海水浴場条例に関して条例の改正と。じゃ、公道等に対しては、もう全くフリーパスと。

あと、例えばレストランでも、ホテル——まあ、ホテル内は、ホテルの要するに規制があるでしょうけれども、公共の場に対してもそういうものはありますけれども、公道に対しては全く規制外という認識でよろしいんですね。

あと売店がございまして。売店の中に入ったなら、売店の中の人の考えですか。それとも、海水浴場にあるから、その規制の中に入るんですか。

その辺をはっきりしておかないと。海水浴場というのは、岩和田の海岸から浜の海岸まで全部一帯だから、そこで営業している海の家もこの条例の中へ入っていくと。だから、今あなたが言われたように、売店で働いている人も、監視員も、全てあそこに足を踏み入れたのは、この条例に全部網がかぶさるという認識でよろしいんですか。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） 期間について、期間内の条例の中で、期間内については御宿町のほうで管理を任されているものでございまして、その期間を超えた場合には、この条例が及ばないこととなります。

売店につきましては、あくまでも砂浜の中にあつまして、そこをお貸ししているような形でございまして、その区域の中には入っておりますので、売店のほうにもお願い、周知をしていただくような形を今後図っていきたいと思います。

公道については、この条例には当てはまりませんので、公道につきましては、これからの状況によつての判断になってくるのかなというところでございまして。

（「期間」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） 期間につきましては、その年その年で借りる期間をうちのほうで申請を毎年出しますので、その曜日によつて借りる期間を決めるような形になっておりますので、今借りているのは7月1日から8月31日までということでお借りはしておりますが、その期間、うちのほうの責任が出てきますので、その辺を踏まえて期間を定めているような形

になります。

周知につきましては、看板のほうで、その辺の期間についても記入して、できるだけその期間がわかるような形とルールがわかるようなものを用意して周知に図りたいと思います。

以上です。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） これは4月1日から施行ということなんですけれども、じゃ、注意喚起とか、そういう形の行動は全くとらないと。その辺の話がないんですけれども。タオルは貸し出さないという話は聞きましたけれども、じゃ、今年からこの条例がこうなると。千葉県全体というか、外房一帯でそういう活動をする。それは条例が出て、そういう周知はしますけれども、現実的な対応をどうするんですか。あなたが役場の職員でいて、あるいは警察官、あるいは監視員とか、あるいは売店の人とか、どういう対応をこの7月1日からとるんですか。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） 対応ということでございまして、先ほど啓発事業につきましては、申し上げたとおりのことは行います。事前の準備が必要ということで、4月1日からの施行ということで、キャンペーン等々がもう始まり、もう春先から始まりますので、そちらのキャンペーン等で広く周知を図りながら報道にも投げかけて、もう外房一帯は入れ墨が露出禁止なんですよというような形を啓発していければなというところでございます。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） それは広報でわかりますけれども、現実的な7月1日からの利用者がそういう感じだったら、どう対応していくんですかと。周知、広報、それは3回ぐらい聞きましたから。じゃ、現実的に条例が施行してどう対応していくんですかと。広報していますから、それで終わりだという話ではないでしょう。せっかく条例をつくったんですから。タオルを貸さないのはわかっています、あなたが説明してくれましたから。じゃ、現実的にどう対応するんですか。対応できるから、条例をつくったんでしょうから。

これは人権を侵害するような、制約するような法令ですから。それをあえてこうしたと。いろんな環境問題、いろんな感じの中で、長年の懸案だったのはわかりますけれども。じゃ、現実的に条例を施行して、あなたが対応をどうするかという一番大事なものをしていない。キャンペーンだけで終わる話じゃない。それが具体的に言われていないです。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） タトゥー等もやっている方たちは、全く一般の方も今はやら

れているということで、どういう方というのがもうお声かけをしたときにわからないという部分がございますので、できるだけ外側から放送とかチラシを配って知っていただくということを中心に関係各位とまた協議しながら、どうしたら全体でそのマナーが向上できるかという部分も含めまして協議しながら進めていきたいと思っております。

以上です。

(「答えになっていないじゃん」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 現実的に対応するのかしないのか。公道でどういうふうにするのかという話だと思う。

石田町長。

○町長(石田義廣君) どうもありがとうございます。

実際にこの条例が施行されまして、夏季海水浴場開設期間が始まるということで、事前に私の考えは売店組合の皆様と協議したり、あるいは期間中、当然のことながら職員また観光協会職員にもご協力いただきまして、売店組合の方々とともに監視体制といいますか、状況調査等を行って、この条例の趣旨を貫徹するように、徹底するように努めていきたいと思っております。

○議長(大地達夫君) ほかに質疑ありませんか。

6番、貝塚嘉軼君。

○6番(貝塚嘉軼君) 6番、貝塚。

今、この問題は、私も海の家を開設して商売していて、岩和田地区はもう七、八年前から独自に立て看をつくって砂浜にそういう形のことはしてきました。そして、ある程度おなじみさん、そういう方には、こういうふうにあれだから上着着てくれないかと、何か羽織ってくれないかということは言えるんですけども、初めて来た二、三人の若いそれ風のお客さんに対しては、なかなか言いづらい、言えない。

幾ら法律でマル暴対策がきちっとされているから、市民においても、要するに何かあれば、すぐに警察へ連絡してくださいというあれで、時々警察からもチラシが回ります。

そういう中で努力してきておりますけれども、条例化したから、これで私たちは大威張りで相手方に、それはやめてください、こうしてくださいということをなかなか言いづらい。商売していると。

ですから、今瀧口議員が質問したように、実際に、じゃ開設している期間について、現実的に、事前にはそういうPR活動はされて、それを認識して来てくれればいいですけども、なかなかそういうあれはないと思うんです。少ないんです。

じゃ、実際にはと言ったら、なかなか売店の人たちにお手伝いをさせていただいて、啓蒙してくださいと言われても、先ほども言いましたけれども、何年かのおなじみさんがいて、もうマル暴じゃないんですよ、私は。だけど、若げの至りでこういうことをしちゃった。今日は孫と一緒に来ているんですといったときに、よく来てくれる人と、それで、売店の中で飲食をする人は、暑いからつい脱ぐ。外へ出てパラソルや、あるいはボンボンベッドで日光浴される方は、やはり上を羽織らずにという人も結構おるんです。日焼けしたいという。

若い人たちというのは、特にそうなんです。そういうふうなものですから、また、そういうものを人に見てもらいたいという心理も働くらしくて、そういうお客もいるんです。

ですから、難しいんですけれども、家族連れ、小さいお子さん連れの人は、そういう方が四、五人いると、もう本当に怖がって、そばへ寄ってきません。ですから、お店の中へ入って飲み食いされて裸で大きな声を出されると本当に困るんですけれども、お客さんですから、なかなか注意が、100%注意できないんです。

そういう中で、再三私たちも組合でいろんな話をして、どうしたらいいかという、悪い人たちばかりいないんで、この人は悪い人だ、この人はいい人だという、その判断がなかなか難しいから、できるだけ声がけをして、他人に迷惑をかけないようにしてもらいましょうよということで、岩和田の組合はやっておりますけれども。

正直言って、瀧口議員が言うように、じゃ、現実的にその場所でその期間中に来られた方をどうやってお願いして環境を、正常な環境を保つかというと、私はやはりパトロール隊を編成するとか、そういうときに元警察官だった、そういう人たちをお願いしてパトロールを出して、余りにも目立つ方には、御宿町はこういう条例があって、こういうふうになっているから羽織ってくださいよというような話をしてもらおうとか、そういうことをしてやらないと、なかなか監視の人とか、あるいは売店経営者の人をお願いする、あるいはチラシをまくといっても、非常に難しいかなと。

私たちがもう七、八年やってきて、精いっぱい努力をいまだしていますけれども、浦仲とか、ああいうところから、ああいう地域に大勢でテントを張ってバーベキューをやったりなんかしていると、すごいね、すごいねと言って、みんなもう遠ざかっていっちゃうというようなあれがここ何年かあるんです。

ですから、決して悪い人たちじゃないとは思いますが、みんながみんな。中にはいい人もいます。ですから、わかったよと言って着てくれる方もいますけれども、なかなかそこは難しいです。

だから、じゃ、実際に現実的には、海水浴場でそういう振る舞いをしている人に対して、どう注意をしてお願いするのかという、私は普通の人では難しい。職員、特にそうだと思います。ですから、そういう方をお願いして、パトロール隊を結成して、特に土日なんか多いときには出ていただいて注意をしていただけるような、あるいはそういう形でチラシを渡すとか、そういうことを編成していただければ少しは違うのかなというふうに私は思いますけれども、それについて、町長もし何かあれば。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） このたび、初めてこのような条例を制定させていただきますけれども、まず施行いたしまして、現場に行って現場の状況を把握しながら、先ほどタオルはとりあえず配布しないということになっておりますけれども、現場の状況を把握しながら、どういう対策がいいのかなど。今警察官OBのパトロールというようなご提案もありましたけれども、そういったことも含めまして、検討していきたいと思えます。

まず現場を把握しながら、また状況を把握しながら対応を考えていきたいと思えます。

○議長（大地達夫君） 6番、貝塚嘉軼君。

○6番（貝塚嘉軼君） 6番、貝塚。

今、町長から対策について、今日ここで皆さんにご承認いただければ施行するわけです。私は一歩前進したなというふうに思っておりますので、ぜひそういう町長のお考えが実際に反映されるように努力をしていただきたいと思えます。

また、私たち業者におきましても、積極的にそういうところを協力してやっていくということには変わらないと思えますので、ぜひお願いしたいと思えます。

別に、あれは要りません。お願いで終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑。

5番、滝口一浩君。

○5番（滝口一浩君） 5番、滝口です。

前段のお二方と同様なんですけれども、私も毎日海は見ていて、特に7、8も海岸も見ていますけれども、風紀がとても悪いです。

よく言われることは、湘南が先行して、そういう入れ墨だとか、そういうものに早目に取り組んだと。条例改正もそちらのほうが先行したということで、風潮としては、湘南が厳しくなったから外房に流れているという、これは一般的な風潮なんですけれども、それも確かにそのとおりかもしれませんが、湘南でもこれは多いと思うんです。

やるからには徹底してやっていただきたい。条例改正にとどまらず、町長、観光課長は毎日海を、特に休日の土日には自分の目で見てどういう状況があるのか確かめていただいて、先ほども出ていますがけれども、実動部隊が必要です。チラシだとか啓蒙活動で、もう立ち直れるような状況ではないんです。だから、徹底的に警察OBないし警察の方には協力していただいて取り締まりを、嫌われてもいいからしていただきたい。

ということは、駐車禁止も徹底的にやらないからそういう状況が起こるんで、全く駐禁なんか切ったことないんです。昔は、なあなあなところもあって、お客様を迎え入れるという、そういう大前提なものもあったんですけれども、時代は変わりましたので、もうルールを破る人たちは徹底的に駐禁も切る。

それと、去年も結構何度も見ましたけれども、警察が出動して、もう騒ぎになっている場面は何度もあるんですよ、中央も岩和田も。だから、もう生ぬるいことじゃだめなんで、御宿海岸はとことん厳しいという、県下でも一番厳しいぐらいの、そういうものを植えつけるアナウンスだったらいいんですけれども、ただ単に条例改正しましたとか、そういうのは気をつけてくださいみたいな生ぬるいことではどうしようもないんで、今年は特に徹底的にやっていただきたいと思います。

どうですか、町長。一言。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ぜひ少しでも環境的によい海岸の創造に努めていきたいと。ご指摘は、より厳しくということでございますから努力させていただきたいと思います。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

同じような質問なんですけど、本条例、まず入れ墨等と入れ墨その他これらに類する外観という、この規定をもう一度伺いたいと思います。

それから6条の3は、これは禁止規定であると思います。前段者もいろいろご発言ありましたが、この禁止規定、違反抵触するということについては、どういう内容があるんでしょうか。

この2点について、お聞かせ願います。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） 入れ墨等の定義といたしましては、いわゆる入れ墨というのが昔から和彫りと洋彫りというような形で分かれて今認識されておりますので、等というの

はタトゥー的な洋彫りものも含めてやりますよという意味でございます。

罰則につきましては今回設けておりませんので、できるだけ周知を図って、先ほど町長も申しましたとおり、初年度の取り組みをまずして、その状況を把握しながら今後さらにもっと厳しくしなきゃいけないということであれば、その部分として罰則等を決めていくような形になると思います。

先ほど徹底ということございまして、今回、条例の改正を外房観光連盟一帯でやったというのは、警察署のほうからも条例化をしていただかないとなかなか動きづらいという部分もございまして、警察のほうも協力的な形で、毎日ではないんですが、日にちを決めて多くの警察官を導入していただきながら一斉に啓発をかけるような形を今のところ考えております。

今後警察と協議しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 石井です。

入れ墨等ということのこの条例の文言について説明をいただきましたが、前段者もございましたが、現在ではファッション、それからシール、そして入れ墨そのものでありますけれども、例えば運勢だとか何かとか、ポチっと入れる入れ墨があるというふうに私は伺っております。紛れもない、これは入れ墨だそうです。

先般、先進地の視察も行きましたけれども、そこは周囲が道路になっておりまして、その海外のおり口というのは極めて限定的であったと思います。入った瞬間に大きな看板もございました。

ですから、そういう面では、今ここに指定をする海岸等というのは非常に明確になっておりますので、まずそこに初年度であれば一定の人も、一定きちんと配置をして周知指導等ができるというふうに思いますが、御宿町はご存知のとおり、どこからでも御宿海岸——まあ、御宿海岸といいたいでしょうか、網代湾一帯利用できると思います。釣りの方なんかも利用できますよね、当然。排除しておりませんよね。

そういうこともありますので、私は、これは相当の一般的にはマンパワーと申しましょうか。今、警察の方も既に協力体制を相談をされているということも伺ったわけでありましてけれども。

例えば、看板を設置するにしても、私は相当な看板が必要だと思うんです。この看板の内容をどう書くかということも、私はこれはやはり一工夫必要じゃないかというふうに思っております。

海岸の、要するに海水浴場の、例えばここが波打ち際でここが砂浜だとします。ここからが

国定公園でいわゆる砂浜ですので、一步入りましたと。これ進入ですよ。で、この条例が生きているということなんです。何を言いたいかといいますと、そんなところまで来て、あなた帰ってくださいよと、極端なことを言いまして。だって、何もないでしょう。

先進地は、もう最初からあるじゃないですか。タオルも用意して。じゃ、タオルとかをして隠して、この6条の3と書いてありますよね。こういうおそれがない形で海水浴を楽しんでいただくということだと思えます。だって、違う……、よくわからないんです、これ全然、そういうのを読んでも。排除できないですよ、これ。できるんですか。

ですから、きちんとそのためには、今日もさまざまな課題が出されております。先般の委員会でもたしか課題が出されておったかと思えますけれども、まず御宿町海岸の利用イメージ、これから21世紀、世界に向かって御宿海岸。そのためにどういうサービスを提供するのかと。

昨日、私申し上げましたよね、サーフィンのことで。いい例があるじゃありませんか。そういうことも経験、御宿町はあるわけです。それも先進地に視察へ行って学んで、みんなで考えてつくり上げてきたものだったんです。

まず、そういう状況を全体でどうつくるのかと。どういうお客様に私たち御宿町を利用してもらうのかと。排除するというじゃないんです。その構築が大事じゃないですか。それに基づいて、さまざまな具体的な施策、計画、それをもって4月1日、まだ時間あるじゃありませんか。何秒ございますか。随分ありますよね。これはこれから賛否あるでしょうけれども、可決されたって時間あるじゃありませんか。これ全く何もないですよ。

警察のご協力もいただいて、これは、だって、ずっと過去だって、機動隊までお願いをして、さまざまな安全対策したという過去の実例もあるじゃありませんか。どうされるんですか、これ。全く見えていません。

口頭だけでは、4月1日からさまざまな計画、さまざまな団体と協議を重ねて具体的なこの設置期間、何か月もないじゃありませんか。どうされるんですか。その辺のところを文書できちんとつくって、それで協議を重ねるということじゃありませんか。確かにこれ会議録つくりますから文書になるになるかもわかりませんが、そうじゃないですよ。

そういう思いで町長、この条例、今おっしゃったじゃありませんか。提案をされたんじゃありませんか。私はよほどの決意を持って出されたと思うんです。この条例に本当に魂を入れて、御宿町の海岸、世界に冠たる海岸、私たちは未来に残していきたいと思っています。どうされるんですか。何も担保ないじゃありませんか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今、石井議員さんにご指摘いただいた件につきましては、しっかりと内部協議、または関係機関と協議しまして、実効があるようにこれから考えていきたいと思えます。

よろしく申し上げます。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第25号に賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第25号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第3、議案第26号 御宿町定員適正化計画の策定についてを議題といたします。

大竹総務課長より議案の説明を求めます。

大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） それでは、議案第26号 御宿町定員適正化計画の策定についてご説明を申し上げます。

定員適正化計画は、行政需要の増加、権限移譲、地方分権の取り組み、少子高齢化など社会環境の変化などに対応し、住民サービスを支障なく提供できるための職員数を確保する必要がある一方で、厳しい財政状況を踏まえまして、事務の効率化や組織の体質強化、職員の能力の向上、組織体制の見直しの検討などに取り組みまして、合理的かつ効果的・効率的な人口規模や推移にも配慮した職員数の目標値を示すことを目的として定めるものでございます。

この目標値に向けまして、基本的な方針、取り組み内容などもあわせて定めるものでございます。

計画の対象となる職員につきましては、一般会計及び公営企業等に属する常勤の一般職員で、今回の計画の計画期間は平成28年度から32年度の5カ年間とするものでございます。

まず初めに、これまでの職員数の推移ですが、平成17年4月の職員数は111人でありました。これから平成22年度までに10人の削減を目標といたしましたが、実績では15人の減となり、平成22年度の職員数は98名となっております。

平成27年度までの計画におきましては、職員数を削減するための計画ではなく、職員の経験階層の偏在の解消なども加えた計画的な管理を前提に100人とする計画としておりましたが、平成27年度の職員数の実績は95人と計画を5人下回るような状況となっております。

また、定数外といたしまして、再任用短時間職員が1名おります。

次に、御宿町の現在の状況でございますが、平成27年4月1日現在の職員数は95人、公営企業等を除きます職員数は87人となっております。

計画の2ページの表をご覧くださいと思いますが、一般行政部門及び普通会計部門について、人口と産業構造から類似する市区町村をグループに分け、人口1万人当たりの職員数の平均値を算出し、職員数を比較いたしました類似団体別職員数におきましては、平成26年度において一般職全体で約22人、普通会計におきましては約28人少ないような状況となっております。

3ページの上段の表をご覧くださいと思いますが、県内の同規模団体との比較では、上から6つの類似団体の中で、人口1,000人当たりの職員数は10.9人と、この6団体の中ではほぼ中間に位置をしておるような状況でございます。少ない団体につきましては10.2人、多い団体につきましては12.6人となっております。

4ページの表では、町職員の年齢構成はばらつきは残るものの、一定のバランスを示し、また男女比では女性4割、男性6割という構成となっております。

この計画における定員適正化の基本方針といたしまして、さまざまな行政課題に対応しつつ、住民サービスを支障なく提供するために次の基本方針を掲げております。

研修の実施によります職員の資質向上、事務能率の向上など、さまざまな課題に対応する人材育成、人事評価による人事管理、事務事業の見直しや簡素でかつ効率的な組織・機構の整備、専門的・期間的な業務の質の維持、効率性を確保する外部委託及び指定管理等の活用の検討、専門的な経験や豊富な経験と知識の有効活用を図るため、任期付職員、再任用制度などの活用

など、人材確保のための多様な任用形態の活用でございます。

これらのことを踏まえまして、平成28年度から32年度までの定員適正化計画におきましては、高齢化対策や定住化、地方創生の取り組みなどに対応していくための人員確保の必要性和厳しい財政状況や人口減少の実態も踏まえまして、平成27年度職員数95人に対し、計画期間中早期に3名増の98人とし、計画期間末において98人を維持することとする計画とするものでございます。

採用にあたりましては、退職者の状況、年齢構成等も勘案しながら計画的に取り組みますとともに、人材の確保にあたっては多様な任用の形態により職員の確保に努めるとともに、将来的な住民サービス、業務の質を維持するために、個々の資質向上、育成に努めてまいりたいと考えております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

11番、高橋金幹君。

○11番（高橋金幹君） 11番、高橋です。

定員適正化計画についてご質問したいと思います。

この御宿町定員適正化計画案を見ますと、御宿町の市町村類型は町村2の2に分類され、類似団体の平成26年4月1日時点の普通会計職員数の単純値は124.28人ということでありましてけれども、御宿町の平成28年3月実績の職員数は95人で差し引き約29人のマイナスであります。

また、県内同規模の町との比較でも人口1,000人当たりの職員数では、鋸南町の10.2人、それから神崎町の10.6人に次ぐ10.9人という低さであります。

近隣の大多喜町は13.6人ということですから、大多喜町と比較しても人口1,000人当たり2.7人のマイナスであります。

少数制で頑張っているということかもしれませんが、事務量は大きい町でも、御宿町のようにな小さな町でも大差がないと思います。

5年後の平成32年の計画値では定員98人としておりますが、果たして大丈夫なのか、職員が仕事に追われ、体調を崩さないか心配するところでもあります。

そこでお聞きいたしますけれども、御宿町において平成23年度から平成27年度までの5年間で長期療養等で分限処分を受けた職員がいるかどうか、お伺いします。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 過去5年間の分限の職員ということでございますが、平成25年度

におきまして1名、約半年間の分限の休業をとっております。

メンタルヘルスにつきましては、共済組合が主催しております研修会に年1回職員を研修に派遣をしておりますが、こうしたことも踏まえながら、職場の中でコミュニケーションを図りながら、予防に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大地達夫君） 11番、高橋金幹君。

○11番（高橋金幹君） 11番、高橋です。

役場庁舎内を見渡しますと、御宿町では土木や建築など専門的な資格を持った職員、それから英語やスペイン語など外国語を話す職員が少ないというよりは、いないように思われます。今、大手企業では英語が話せなければ採用しないというところもございます。

それで、今後職員採用にあたっては、この辺も含め検討していただきたいと思いますが、町長はいかがお考えか、お聞きしたいと思います。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 昨日もいろいろのご意見、いろいろご議論をいただいておりますが、御宿町は国際的といいますか、国際交流の町として1つの大きな特徴がありますので、ぜひ外国語、英語、スペイン語等、より話せるような職員、そういう方向で採用時の内容として加えていきたいなと思っております。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ございませんか。

3番、堀川賢治君。

○3番（堀川賢治君） 3番、堀川です。

職員数を減らすことも非常に大事なことだとは思いますが、今、地方自治体は地方創生に取り組んでいる最中だし、これから31年まで向かって地方創生仕上げていかなきゃならないと。こういうときに、組織として、例えば、今地方創生の中の例えば若者を導入する、あるいは人口増対策、あるいは産業の活性化、こういうようなものの対応できる職員を専属に置くということが今の職員体制でできるのかできないのか。もし、できないのであれば、5年間時限を切ってもいいんですが、そういう専門にやる職員を置いて本格的に取り組む必要があるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今、地方創生のときを迎えまして、より成果を上げるために、今任期つきという形の職員がございしますが、専門的な立場の職員の採用についてどうかというご質問と承りましたけれども、これはまさに地方創生のときということで、これから事業をいろいろ

実施していくわけですが、極力、基本的には各担当部署の職員に一生懸命やってもらわなくちゃいけませんけれども、状況を見つつ検討させていただきたいなと思います。

○議長（大地達夫君） ほかに。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

定員適正化計画であります。まず最初に、条例上の定数は幾つになっていた。と申しますのは、御宿町はさまざまな固有事務、水道でありますとか清掃センターでありますとか、そういう事務がございます。そういうことも含めて、単純によそとの比較というのはならないのか。よそとの比較でも非常に職員数が低いということでもありますけれども、さらにそういうことになろうというふうに思いますので、そこも含めてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 条例上の定数につきましては115名ということに、今現在なっております。そうした中で、今回の計画の中で27年度までの計画につきましては、一旦、目標値を100というようなことで計画を持って進めさせていただいた中で、現状95名という中で対応してまいっているわけですが、人口減少等のことも踏まえまして98名というようなことで最終の目標値を設定させていただいたところでございます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

法定定数というのは、その団体を運営するに必要なものとして議決によって定めているというふうに思っておりますので、それがまず1点です。

先ほどからも幾つか出ておりますけれども、私も余り役場へ来ませんけれども、ちなみに、議会事務局、少なくとも5時半以前に職員がいなくなるということは、まずないように思います。ほかの課はよくわかりませんが。

御宿町は、このほかに、先ほども議題になっておりましたけれども、夏です。町長も担当課長も一番忙しいときといったら土日じゃありませんか。ですよね。それから、それを挟んで御宿町も四季観光ということで、一年中さまざまなイベント、ほとんどが町が主催という形で、補助金も出しながら運営されておると思います。それもほとんど土日がメインだというふうに思うんです。

もう一つ、御宿町は千葉県で一番高齢者の多い町、一方で元気な町でもあるわけですが、けれども、当然、福祉、医療、これはもう町長よくおわかりだと思いますけれども、365日24時

間だと思うんです。

それに加えて、町長、先ほどもお話ございましたけれども、国際交流の町と。先ほど外国語の話も出ていましたけれども、私のほうから1つ注文といたしましては、日本語の読解力、それからお話、これがまず基本じゃありませんか。挨拶もそうだと思いますけれども、受け答えも。それから、繰り返しますけれども、今非常に大事なのはプレゼンテーションです。自分の意思、事業、仕事をどう相手に伝えるのか。さまざまな課題があると思います。

もう一つは、町長、ずっと出ていますけれども、私、聞いているだけの範囲で大変失礼なんですけれども、ほとんど町長、命令じゃありませんか。命令で人が動きますか。

今般提案されている予算、集团的英知遂行というものがほとんど見られない。これはどういうことですか。これだけたくさんの職員の方がいらっしゃるじゃありませんか。それをこの少ない人数でやるわけです。前段者からも124と書いてあるじゃありませんか。定数115じゃありませんか。どれだけ職員の皆さんが心血を削って仕事をされているかということじゃありませんか。数字が出ているわけですよ、町長。

その思いに応じて一つ一つ仕事を組んでいく。その思いがなければやり切れませんよ、町長。昨日だって、多分大変遅くまで職員の皆さん仕事をしていたんじゃないじゃありませんか。住民のためにやっていたらいるんですよ、町長。

定数の問題だけじゃありません。なおかつ、この定数で仕事をどうこなすのか。ひらめき。いいことをやったら、どしどし褒めてあげたらいいじゃないですか、町長。それが評価じゃありませんか。昨日出てまいりましたよね、そういう条例が。

今年提案されたのは40億円です。執行できるんですか、これ、町長。議案が説明できないように執行できるんですか、町長。そういうことじゃありませんか。町の執行責任者として、どう考えるのか、今後どうしていくのか、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 私の立場といいますか、私の仕事の進め方につきまして、ほとんど命令じゃないかとおっしゃられましたけれども、それは石井議員さんが私を見たときのお考えということで、私はご批判としてお受け取りさせていただきますけれども、私は全くそういうことは私自身は思っておりません。

職員の皆さんといろいろお話をしながら、こういうことをやりましょうとか、いろいろ協議しながら進めておりますが、そういう中ですばらしいこと、いいことをよかったね、これこういうことができよかったねと褒めて、そういうこともよくあります。

そういう意味では、私自身が考えていることと石井議員さんが私に対して思われていることはちょっと食い違いますが、ご指摘、ご批判はご批判として承っておきます。

これから、今ご指摘いただきましたように、いろいろな大きな仕事もありますので、とにかく職員の皆さんと一緒に、ともに仕事が成功するように進むように努めてまいりたいと思います。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 町長、それならば、なぜ先般の——昨日です。今年の予算で整合性がない、このような事態を招いたんですか。

それから、2月の臨時会、いわゆる3月1日の専決処分です。それから、たくさんございますよね。どうしてこういうことが生まれるんですか。どこに原因があるんだと思いますか。議会とも共同と言いながら、なかなか——それは私個人だけなんでしょうけれども、具体的にいろんな政策で話し合う、協議する時間は余りなかったというふうに思いますけれども。

学校まで行って給食とられているんでしょう、町長。もっともっと庁内でさまざまな対話、議論、目安箱もつくってあるじゃありませんか。あれをどのように活用されているのか、よくわかりませんが。

職員からの創意工夫、こうしたものもどう受けていくのかということなど、この少ない数の中でさまざまなことを、課題を整理していかないと、私は仕事終わらないと思います。

福祉の方々も、このフロアですけども、現場に出て帰ってきて、併任ですから事務職は残っているじゃありませんか、違いますか。よそは1つです。保健師の方も。終わらないじゃないですか。その日の仕事、外出した仕事をまとめて手いっぱいじゃありませんか。5時回ってしまいます、どう考えても。自分の一日の仕事、併任であるじゃありませんか、分掌で。違いますか。それは町長が分掌としてご指示なされた仕事じゃありませんか。それに加えて今年40億円ですよ、これから審議しますけれども。

もう少し真摯に仕事をやっていただきたいと思います。いかがですか。もう一度、答弁をお聞きしたいです。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 先日も一般質問をいただいたときに申し上げましたが、公務員の使命は全体の奉仕者でありますから、その基本はしっかり守っていかなくちゃいけない。と同時に、いつも申し上げておりますが、仕事をし過ぎて体を壊さないようにということもいつも申し上げておりますが。

やはり職員の皆さんもそれぞれ力といますか、能力の差もございます。そういう中で、元気に明るく町民に対して対応していかなければいけませんので、そういうことをしっかりと考えながらやっていきたいと思えます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 石井です。

職員の皆さんも労働者であります。おわかりですか。休業補償、それから勤務時間外勤務、全部憲法のもとにおいて置かれております。これで、最近も大企業でこれに抵触したということで指導を受けたことがニュースでも流れております。

これ以上は言いませんけれども、奉仕者であると同時に労働者であります。そこは——まあ、災害時は別です。それはきちんと明記されています。そのことをよく承知をして実務を行っていただきたいと思えます。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口です。

まず定員というのは、今大竹課長が提案したような形ではないのでしょうか。人口が減っていくという中で、御宿はコンパクト、小さいですから、密集度が高いから効率的です。

それと、業務も細分化されておりますけれども、この数年、10年以上ですか、組織の見直しというのはやっておりませんよね。時代にこれで対応できているのかというのは、まあ、人数が少ないという言いわけが1つありましようけれども、まずその辺の見直しがやってこなかったということが1つの原因があるのではないかな。

それと、5ページに大竹課長が書いてあるように一番下です。これが現実的に、こういう民間でできる仕事を民間にやっていただくという業務を軽減していくという、これはずっと一連の流れの中でございます。そういう中で、料金を取るのとか外部で委託できる、殿岡課長のところもほぼ外部に委託しておりますよね。そういうような形で計画的に外部委託進めていくという、個人情報とか、いろいろと問題があるのは承知しておりますけれども、できるものはそういう形で極力やっていくと。

やっていく形の中で失敗したのが教育課です。指定管理でやって、見直せと言って見直さなくて、また仕事を増やしていると。それで、たらがっているところじゃないですか。こういうことをやっていたんじゃない、しょうがないでしょう。

だから、内部でどうやって協議して仕事を組み立てていくのかと。一番大切な教育の部門、

また社会教育の部分で、人が幾らあっても足りないというところで、外部に委託できるものは委託するし、指定管理でやるところは再度組み立てなきゃいけないでしょう。それは3年前から言っている。それで、こんなていたらくな、それで予算だって組み直さなきゃいけないと。こんなことがあっていいんですか。

だから、人事評価とか、そういうのはそちらのほうの感覚ですけれども、外部に委託できるものは極力協議して、指定管理じゃなくてもできるわけですから、そういうものを総務課長、全体で組み立てていくと、仕事量を減らすことです。上から仕事は落ちてきますから、町なかでも仕事量は、御宿町は特に多いです。

そういう中で、どうやって仕事を減らしていくかと。それで、適正に管理していくという、そういう形の計画を立てたほうがよろしいんじゃないですか。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） まず、機構改革についてでございますが、平成17年度から総務省が指針を出しまして、定員適正化計画の作成、公表が求められました集中改革プランよりこちらが全国の自治体につきまして職員数の削減に取り組むということで総務省の指針が出されたところでございます。

御宿町におきましても、平成17年度から18年度にかけて農林水産課と商工観光課を統合いたしまして産業観光課、それから建設水道課と環境整備課を統合いたしまして建設環境課という組織にしております。

また、19年度から20年度につきましては、税務課と住民課を統合いたしまして税務住民課というような課を編成したわけでございます。

この2カ年で職員が14名減少しており国の改革も踏まえた中での職員数の減ということになってございます。

今後、その後に大きな組織改革等しておりませんので、それは今後も検討させていただくという中で表記させていただきましたが、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、あと業務委託につきましても計画にもお示しをしておりますが、可能なものについては、外部に委託するというのも検討させていただきたいと思っております。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口です。

総務委員会でも、滝口委員長が、臨時職員が半分ぐらい、50%、50人ぐらいいると。僕は臨時職員で対応したほうが、それはよろしいと思うんです。それと、再任用です。この対応もよ

ろしいんではないかなと。いろんな形の中で、御宿はいろんな計画を持っています。その専門、そういう方をその事業が終わるまで、組み立てから終わるまで再任用でやっていけば、経費的に全く違うと。

また、計画もほとんど外部委託ですよ。そういう中で、そこまでは言いませんけれども、計画遂行にあたって専門知識のある——まあ、建設課に1人再任用の人がいますけれども、そういう形の中で今度は認定こども園建てますから、そういう人も協力して管理監督していくんではないかと思っていますけれども。

1つの事業にあたっては、そういう再任用の形で採用していったほうが全く経費的に安い。いけなかったら、県・国のそういう形もありましようけれども、まあ、御宿町には来ないでしょうから。

そういう中で、再任用を運用していただきたいのと、臨時職員といっても同等以上の力を持った臨時職員も御宿町に入っているのも承知しております。そういう中で、臨時職員を採用するときも、やっぱり能力というものも必要ではないんでしょうか。その辺の臨時職員の募集でも能力、その辺の見きわめも必要ではないんでしょうか。

それともう一つ、臨時職員の年齢がございます。御宿町は高齢者の町という中で、多種多様な人がいます。また、外部からでもいいんですけれども、たしか65が定年だと、要するに募集打ち切りだと聞いております。それを2年でも、3年でも延ばすような考えはあるのかというのと、もう一点は職員の定年です。やめてから再任用という形もありましようけれども、そういう形で定年の延長というようなことを考えている、考える、計画する予定はありますか。

この3点。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） まず、臨時職員につきましては、毎年予算の協議をさせていただく以前に、私どものほうで状況等をお聞きしております。こうした臨時職員さんにつきましても、今臨時さんをお願いしておる部分につきましても、例えば業務委託とかが可能であるかというようなことも踏まえながら検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、任期つきの関係につきましては、多様な採用の形態という中で、先ほど町長のほうからお話がありましたが、そうした中では検討させていただきたいというふうに考えております。

臨時職員さんの年齢65歳の関係につきましては、今一旦そういう形でさせていただいておりますが、例えば募集をさせていただいたときに、なかなか継続してやっていただける方がいな

いとかという中では、今ちょっと内部で協議をさせていただきながら、少しだけ延長してお願いしているような実態もございます。その辺につきましては、今後検討させていただきたいと思います。

あと定年につきましては、国の国家公務員法の関係でございますので、国の法律のほうの推移を見守りながら、町のほうとしても対応してまいりたいと考えております。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第26号に賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第26号は原案のとおり可決することに決しました。

ここで15分の休憩にします。

（午前10時57分）

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時17分）

◎議案第27号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第4、議案第27号 平成27年度御宿町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

殿岡建設環境課長より議案の説明を求めます。

殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） それでは、議案第27号 平成27年度御宿町水道事業会計補正

予算案（第3号）についてご説明申し上げます。

このたびご提案いたします補正予算案につきましては、委託料や工事請負費に係る入札差金等について、事業完了に伴い減額調整するほか、動力費や修繕費など経常的費用に係る不用見込み額を減額するものです。

それでは、補正予算書の1ページをご覧ください。

第2条、収益的収入及び支出でございますが、支出予算の第1款水道事業費用、第1項営業費用を610万2,000円減額し、補正後の水道事業費用の総額を3億1,155万5,000円とするものです。

次に、第3条資本的収入及び支出でございますが、支出予算の第1款資本的支出、第1項建設改良費を1,227万3,000円減額し、補正後の資本的支出の総額を4,342万7,000円とするものです。

減額により発生する資金の振り分けにつきましては、当年度純利益見込み額及び投資活動による固定資産取得支出額にて収支調整いたします。

補正内容の詳細につきましては、事項別明細書にてご説明いたしますので、3ページをお開きください。

収益的支出の1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費ですが、12節委託料で384万7,000円の減額、水質検査及び浄水場運転管理業務に係る入札差金について、それぞれ減額するほか、浄水場汚泥処理量の減少に伴い、不用見込み額について減額するものです。

17節動力費でございますが、電気料の値下がりに伴い、79万5,000円を減額するものです。

続いて、資本的収入及び支出予算についてご説明いたします。

資本的支出予算の1款資本的支出、1項建設改良費、1目原水及び浄水費ですが、1節工事請負費で145万8,000円の減額です。内容といたしましては、浄水場送水ポンプ用配管改修工事に係る入札差金です。

また、2節委託料ですが、浄水場中央監視制御設備更新に係る設計費用について、当初441万円を計上しておりましたが、平成26年度に水道施設機能診断計画策定を行いました株式会社環境技研コンサルタントを通じ、工事発注に係る適正調査を実施し、設計に係る既存施設の合理的更新方法について調査・分析を行ったことから、不用となる342万7,000円について減額するものです。

次に、2目配水及び給水費ですが、1節工事請負費で738万8,000円の減額です。内容といたしましては、第1・第3配水池緊急遮断弁改修工事及び次亜注入設備更新工事並びに第1配水

池屋根防水改修工事に係るもので、いずれも工事が完了したことから入札差金について減額するものです。

なお、本補正予算に係るキャッシュフローにつきましては、4ページに計算書を添付いたしました。資本的収支予算に係る資金調整として、当年度純利益予定額を精査するとともに、資本的支出予算に係る投資活動支出額を見直したことから、資金の見込み期末残高は7億9,540万63円となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第27号に賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第27号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第5、議案第28号 平成27年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

埋田保健福祉課長より議案の説明を求めます。

埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 平成27年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算案（第4号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出それぞれ33万6,000円を減額し、補正後の予算総額を14億

5,964万円と定めるものでございます。

補正の主な内容といたしましては、歳入で国民健康保険税の減額、精算に伴う国・県支出金、療養給付費交付金、繰入金の変更。歳出で保険給付費及び共同事業拠出金の減額、基金積立金の増額でございます。

それでは、各費目の詳細につきまして、予算書の事項別明細に沿ってご説明させていただきます。

6 ページをお開きください。

歳入予算ですが、1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税の820万円の減額。

2 目退職被保険者等国民健康保険税の510万円の減額ですが、課税の基礎となる所得の低下及び加入者数の減少によるものです。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目療養給付費等負担金の242万3,000円の減額。

2 目高額医療費共同事業負担金の34万9,000円の減額ですが、療養給付費負担金の精算及び高額医療費共同事業拠出金額の決定によるものです。

続きまして、7 ページをご覧ください。

4 款療養給付費等交付金、1 項療養給付費等交付金、1 目療養給付費等交付金の1,278万7,000円ですが、退職被保険者に係る給付費の増額によるものです。

6 款県支出金、1 項県負担金、1 目高額医療費共同事業負担金の34万9,000円の減額ですが、国庫負担金と同様に、高額医療費共同事業拠出金額の決定によるものです。

6 款県支出金、2 項県補助金、1 目県財政調整交付金の429万9,000円の減額ですが、県の交付決定によるものです。

7 款共同事業交付金、1 項共同事業交付金、1 目高額医療費共同事業交付金の316万5,000円の減額。

2 目保険財政共同安定化事業交付金の613万9,000円の減額ですが、県内で実施している共同事業交付金について今年度の交付額決定によるものです。

続きまして、8 ページをお開きください。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金の1,690万1,000円ですが、国民健康保険税における低所得者の軽減区分判定基準の見直しや保険者支援制度の拡充等の影響により、保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金が増額となったものです。

次に、歳出予算でございますが、9 ページをご覧ください。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費の1,728万1,000円の減額。

2 目退職被保険者等療養給付費の200万円の増額。

2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費の500万円の増額ですが、これまでの支出状況から年間の支出額を見込み、増額または減額するものです。

2 目退職被保険者等高額療養費につきましては、歳入の療養給付費等交付金の増額に伴う財源更正です。

3 款後期高齢者支援金等、1 項後期高齢者支援金等、1 目後期高齢者支援金につきましては、国庫負担金の増額に伴う財源更正です。

続きまして、10ページをお開きください。

6 款介護納付金、1 項介護納付金、1 目介護納付金の15万円の減額ですが、介護納付金額の決定によるものです。

7 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金、1 目高額医療費拠出金の139万6,000円の減額。

3 目保険財政共同安定化事業拠出金の750万8,000円の減額ですが、医療費平準化のため県内で実施している共同事業における拠出金額の決定によるものです。

8 款保健事業費、2 項特定健康診査等事業費、1 目特定健康診査等事業費の100万円の減額ですが、40歳以上の被保険者を対象に実施している特定健康診査の受診状況により、不用額を減額するものです。

9 款基金繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金積立金の1,999万9,000円ですが、前年度の剰余金の一部を財政調整基金に積み立てるための増額です。条例に基づき剰余金の5分の1以上を目安に積み立てを行うものです。

以上、歳出予算として33万6,000円を減額しております。

なお、本補正予算につきましては、去る2月19日に国保運営協議会の審議を経ておりますことを申し添えます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

国保であります、ちょっと余り深く認識はしていないんですけれども、最終補正で減額というのは、ちょっと珍しいのかなというふう感じて、今の説明を伺いました。

9 ページ、歳出、一般被保険者療養給付費ということで1,728万1,000円の減額となっております。

ますが、この詳細について伺いたいと思います。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 一般被保険者療養給付費の減額理由について申し上げます。

1人当たり医療費は増加していますが、加入者数が減少しているため、全体の医療費はほぼ横ばいとなっております。

平成27年度当初予算では、過去5年間の伸び率を参考とし、退職被保険者からの移行分を含め7%の伸びを見込んでいたため、減額補正が必要となったものでございます。

加入者数の減少等の影響により、医療費の支出が見込みを下回ったための減額ということでございます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

当初予算の4月1日現在、そして直近だと、この被保険者数です。2月末になるのかちょっとわかりませんが、減った数というのが幾つになるのかということで、1人当たりの医療費というのは、ちょっと上がったというお話がありました。

今の説明だと、当初予算では7%、要するに医療費が伸びると。要するに、被保険者数が一定だとするとということの予算根拠だったと思うんです。それも含めて、もう少し内容を詳しく説明いただきたいと思います。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 被保険者につきましては、当初は2,987人。今現在が2,896人ですので、91人の減となっております。

あと1人当たり医療費の増の理由でございしますが、いろいろ調べてはみたんですけども、よく言われます高齢化と医療の高度化ということが言えると思います。

あともう一点、当初の見込みのお話なんですけど、先ほども申し上げたんですけど、過去5年間の伸び率を参考とし、算出したため、細かいいろいろな要素の増減というのを余り見ていない状況です。医療費というのは、ご存知のように、その年によっていろいろ増減がありますので、あくまでも過去5年間の伸び率で算定したために、結果的にそれを下回ってしまったということでございます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

これ国保ですから、一定の年齢になりますと後期高齢者に移行しますよね。それは、全部時

期含めて年齢というのは把握できるというふうに思うんです。各年齢層が……、要するに国保加入世帯の……、要するに被保険者の年齢階層です。ですから、この91減というのが、ちょっとそういう面ではよくわかりづらいんですけども、そこはどんなふうに予算のときに調整されているのでしょうか。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

埋田課長、大きな声で、はっきりと答弁してください。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 当初見込みのお話なんですけど、75歳になる方の人数はもちろん誕生日でわかるんですけども、予算作成時の人数で積算をしている状況でございます。1人当たりの医療費で割り返して細かく積算することもできるかと思うんですけど、先ほどの繰り返しになってしまいますが、そこまでの精度が出せない状況でございます。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ございますか。

○10番（石井芳清君） 10番石井です。わかりました。

じゃ、次に移ります。

10ページでありますけど、保健事業費、特定健康診査等事業費ということで、これ100万円の減額になっております。お聞かせ願いたいのは、この100万円というのは審査等委託料ということでありまして、いわゆる目標とする人数です。まあ、率もあるんだと思いますけれども、率と人数と申しませうか。そこと、この100万というのは、どういうふうになるのかということをお聞かせ願いたいと思います。

それから、もう一点、財政調整基金積立金約2,000万円ですか、積み立てをされることになっておりますけれども、これで財調は年度末で幾らになるのかと。

それから、繰越金というのは、なかなか、まだわからない状況ですか、新年度の。もし、推定でもわかるようであれば、あわせてお答えいただければと思います。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 特定健康診査についてお答えいたします。

平成27年度につきましては、対象者数が2,489人のところ、受診者数が786人でしたので、受診率は31.6%でした。平成26年度に比べ1.4ポイントの減となりました。

本年度の改善点といたしましては、尿酸検査を検査項目に加えました。また、送迎バスの停留所を増やしたところでございます。

今後については、評価を行い、改善できるところは改善をし、次年度につなげていきたいと考えております。

次に、基金についてお答えいたします。

今回2,000万円を基金に積み立てる補正予算を計上させていただきましたので、年度末の基金保有額は1億3,619万円となります。国保会計においては、不測の事態に備え、1カ月分の医療費を基金として保有することが望ましいとされております。御宿町国保会計の1カ月分平均医療費は、平成27年度決算見込みにおいて、後期、介護等の拠出金を含め、約8,740万円を見込んでおります。

繰越金については、あくまでも見込みなのですが、約1億1,000万円程度を見込んでおります。

以上です。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第28号に賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第28号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第6、議案第29号 平成27年度御宿町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

埋田保健福祉課長より議案の説明を求めます。

埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） それでは、議案第29号 平成27年度御宿町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出それぞれ96万円を減額し、補正後の予算総額を1億2,050万9,000円と定めるものでございます。補正の主な内容といたしましては、保険基盤安定拠出金の精算によるものでございます。

それでは、各費目の詳細につきまして、予算書の事項別明細に沿ってご説明させていただきます。

5ページをお開きください。

歳入予算ですが、1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目後期高齢者医療保険料の18万9,000円の減額ですが、保険料の収入見込み額が確定したことによるものです。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、2目保険基盤安定繰入金の97万円の減額ですが、保険基盤安定拠出金の精算によるものでございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目前年度繰越金の19万9,000円ですが、前年度からの繰越金を追加し、収支の均衡を図りました。

以上、歳入予算として96万円を減額しております。

次に、歳出予算でございますが、6ページをお開きください。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金の96万9,000円の減額ですが、保険基盤安定拠出金の精算によるものでございます。

3款諸支出金、2項諸支出金、2目一般会計繰出金の9,000円の増額ですが、前年度督促手数料でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

後期高齢者医療特別会計補正予算であります。6ページ、連合納付金であります。96万9,000円減額となっております。この内容についていま一度細かい内容について説明いただきたいと思っております。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） これは保険基盤安定――基盤安定負担金でございます。基

盤安定負担金と申しますのは、低所得者や被用者保険の被扶養者であった被保険者に対して保険料の軽減措置があり、それに対して県と町が公費で負担する制度でございます。負担割合が県が4分の3、町が4分の1となっております。

今回は、広域連合で算定いたしました基盤安定負担金の額の決定により減額するものでございます。

以上です。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

後期高齢者でありますけれども、これは加入が誕生日月ということで非常に煩雑な体系になってございます。また、この制度もできてから新しいと申しましょうか、さまざまな事務内容も変わってございます。本町は、主に普通徴収事務をされているというふうに思います。

また、特に御宿町、高齢者の方々大変多く住んでございますし、よそから御宿町に住まわれる方も大変そういう面ではこの制度含めたサービスについて、非常に高い関心をお持ちだろうというふうに思っております。介護を含めまして、どのようなサービスがあるのかということだと思いますが。

この後期高齢者、御宿町の1つの広報の手段としてホームページがあるわけでありましてけれども、本町、後期高齢者ホームページありますけれども、余り詳しい内容になってはございません。

それで、千葉県の後期高齢者医療広域連合のホームページ、このホームページにQ&Aが他県と比べて非常に充実しております。

そのことも踏まえて、中のページにはリンクがあるんですけども、表ページに、いわゆる専門用語ではバナーと言うんですけども、こういう付箋みたいなのがあって、それをクリックすると千葉県の広域連合に行きますよと。

そういうことができると思いますので、その辺も含めまして、いま一度、県連合とも、よくその辺のところを調整していただきながら、御宿町もなかなか内容について精査できない部分もあろうかと思っておりますので、十分な周知で、特に初期段階でのいわゆる問題と申しましょうか、質問だとかというところをQ&Aで間違えますと、だんだん広がってしまいまして、いわゆる昔はそういうのを苦情というような言葉を使ったようでありますけれども、そういうふうになってもいけないというふうに思いますし、簡単なところ、非常に詳しくなっておりますので、そこで解決すれば窓口でということもないというふうに思いますので、そういうことも含めま

して、後期に限らず、関係機関との連絡調整、また広報などについて充分協議をしていただき、広報に努めていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 後期高齢者の方の健康といますか、そういうものにつきましては、毎年国保の健康診査とあわせて後期の方も健康診査を実施しております。

あと広域連合で、このたびデータヘルス計画というのを作りまして、その中に75歳になった方の歯の健診が加えられることになりまして、28年度から始まることとなっております。

また、周知の件でございますが、せんだって議員さんにご意見をいただきまして、企画財政課と相談をして、早速ホームページの外部リンクに掲載させていただきました。

以上です。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第29号に賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第29号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第7、議案第30号 平成27年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

埋田保健福祉課長より議案の説明を求めます。

埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） それでは、議案第30号 平成27年度御宿町介護保険特別会計

補正予算案（第4号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出それぞれ8,253万7,000円を追加し、補正後の予算総額を9億8,914万6,000円と定めるものでございます。補正の主な内容といたしましては、介護サービス費の利用増加に伴う保険給付費の追加や年度末までの執行を勘案した事業の不用額について調整するものでございます。

それでは、各費目の詳細につきまして、予算書の事項別明細に沿ってご説明させていただきます。

5ページをお開きください。

歳入予算ですが、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費等負担金の1,433万4,000円ですが、保険給付費の追加に伴い、国の法定負担分を追加するものです。

2項国庫補助金、2目地域支援事業交付金（介護予防事業）3万7,000円の減額ですが、介護予防事業において不用額を調整することに伴い、国の法定負担分について減額するものです。

3目地域支援事業交付金（包括的支援事業等）につきましても、包括的支援事業において不用額を調整することから、国の法定割合分12万7,000円を減額するものです。

4目介護保険事業補助金9万6,000円の減額ですが、制度改正に伴うシステム改修費について、おおむね2分の1の国庫補助が予定されていたところを、補助限度が120万円とされたことから減額するものでございます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費等交付金の2,338万4,000円ですが、国庫支出金と同様、保険給付費の追加に伴う社会保険診療報酬支払基金の法定負担分を追加するものです。

2目地域支援事業支援交付金は、介護予防事業において不用額を調整することから4万2,000円を減額するものです。

6ページに移りまして、5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費等負担金1,280万9,000円ですが、保険給付費の増加に伴い、県の法定負担分を追加するものです。

2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防事業）1万9,000円の減額ですが、介護予防事業において不用額を調整することに伴い、県の法定割合分について減額するものです。

2目地域支援事業交付金（包括的支援事業等）につきましても、包括的支援事業において不用額を調整することから、県の法定割合分6万3,000円を減額するものです。

6款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費等繰入金でございますが、1,044万円の

追加です。保険給付費の追加に伴い、町の法定負担分を追加するものです。

2目地域支援事業交付金（介護予防事業）1万9,000円の減額並びに3目地域支援事業交付金（包括的支援事業等）6万3,000円の減額につきましては、国・県同様、介護予防事業や包括的支援事業において不用額を調整することに伴い、町の法定繰入分としてそれぞれ減額するものです。

4目低所得者保険料軽減繰入金5万8,000円の減額ですが、当初の見込みでは軽減対象人数を754人と見込んでいたところ、22人減の732人に確定したことから減額するものです。

5目その他一般会計繰入金の40万4,000円の減額ですが、認定調査における臨時職員賃金など歳出予算の総務費を減額することに伴うものです。

7ページをご覧ください。

7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金の2,249万8,000円ですが、前年度からの繰越金を追加し、収支の均衡を図りました。

以上、歳入予算として8,253万7,000円を追加しております。

次に、歳出予算でございますが、8ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は財源更正です。

3項介護認定審査会費、1目認定調査等費の50万円の減額ですが、認定調査における臨時職員において、見込んでいた期間の雇用ができなかったことから不用額を減額するものです。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス等諸費の8,011万3,000円の増額ですが、居宅介護サービス、施設介護サービスなどのサービス利用が増えたことから追加するものです。

2目介護予防サービス等諸費の506万2,000円の減額ですが、予防サービスにおいてサービス計画給付費は当初見込みを上回るものの、訪問介護や通所リハビリテーションの利用が見込みを下回り、決算見込みを勘案して不用額を減額するものです。

2項その他諸費、1目審査支払手数料の8万円ですが、サービス利用件数が増え、審査支払い手数料に不足が生じることから増額するものです。

9ページをご覧ください。

3項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス等費195万2,000円の増額ですが、利用者の増加に伴うものでございます。

5項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス等費の643万1,000円ですが、施設サービスの利用増加に伴い、食費、居住費に係る保険給付費に不足が生じることから追加

するものです。

3款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目介護予防事業費の15万1,000円の減額は、介護予防事業において運動指導者を募集したところ応募がなく、B&G職員と連携して対応したため、臨時職員賃金が不用額となったことから減額するものです。

2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業・任意事業費の32万6,000円の減額ですが、成年後見人制度利用に関し、今年度において予算執行がないことから減額するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

介護保険特別会計であります。これは8ページ、それから9ページで同様な内容なんですが、1点目は、8ページの総務費、認定調査等費ということで、介護保険関係臨時職員の賃金ということで、ただいまの説明では、見込み期間雇用できずということで50万円の減額という説明でありましたが、この期間、いつからいつまで——まあ、どちらでも同じことだと思いますけれども。

それから、いなかったところの事務の対応をどのようにしたのかということです。

それから、9ページ、介護予防事業費ということで臨時職員賃金、これは応募なしという説明で、ただいまの説明ではB&Gの職員と協力をして事務を行ったと、事業を行ったというご説明でありましたが、この介護予防につきましても大変重要な内容だろうというふうに理解しております。

具体的にこの事業の内容、この間どういうことをされてきたのか。そして、今年臨時職員が集まらない中でB&G職員とどのような対応をされてきたのか、あわせてお伺いをしたいと思います。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 介護認定調査に係る調査員につきましては、年度当初3名を雇用しておりました。その後1名が欠員となったため、その1名については補充したんですが、その職員も12月末をもって退職いたしました。すぐ広報・お知らせ版で募集をしたんですけれども、応募者がいないため、残りの2人の介護認定調査員と包括支援センターの職員で何とか今年度対応している状況でございます。

もう一つの介護予防事業の臨時職員の件なのですが、鶴亀教室・くらぶというのをB&Gで保健福祉課で行っておるんですが、それにおける運動指導者の雇用を見込んでおりましたが……、申しわけありません。初めに戻りますと、B&G職員、臨時職員で運動指導者の資格を持った者が平成26年度おったんですが、26年度末に退職いたしました。臨時職員ですけれども。その後、運動指導者をいろいろ募集したんですが、見つからなかったために、B&Gの職員とうちの包括支援センターの職員で1年間事業を行ったということでございます。

以上です。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

今朝のニュースでも、こういう介護関係、福祉関係の職員がなかなか集まらないというようなお話もニュースで流れておったかと思います。また、この賃金等——まあ、先ほども議論がありましたけれども、やはりきちんと仕事として賄える、担える、そういう賃金の設定も当然必要だろうなというふうには思いますので、そこも含めまして、今後十分に調整をしていただきたいというふうに思います。

次に、移ります。

8ページであります。介護サービス等諸費ということで負担金補助及び交付金ということで、8,000万円超えた増額補正となっております。1、2、3、3つのサービス給付費が増額となっておりますけれども、この辺は逆に——逆にと申しましょか、審査を受けて必要なサービスが受けられるのかどうかということで、この間も随分この問題は議論されてきたわけでありまして、今回の補正の部分と介護度に合ったサービスをきちんと受けられているのかどうか。

例えば、入所の場合、そういう施設、要するに入所待ちという状況も含めて説明を受けたいと思います。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） それでは、まず居宅介護サービス給付費でございますが、これにつきましては、要介護者において通所介護、通所リハビリテーション、特定施設入居者生活介護のサービス利用の給付費でございますが、これにつきまして幾つか例を申し上げます、通所介護においては当初月107人を見込んでいたところ、現在は月114人の利用があると。通所リハビリテーションにつきましては、当初月25人を見込んでいたところ、現在は月33人の利用があるということでございます。

2つ目の施設介護サービス給付費につきましては、特別養護老人ホームや老人保健施設などのサービス給付でございますが、老人福祉施設につきましては、月60人当初見込んでいたところ、現在は月64人の利用があるということでございます。

3つ目の居宅介護サービス計画給付費でございますが、これにつきましては、認定者数の増に伴い、計画費が当初見込みを上回ったためでございます。これにつきましては、当初月215人を見込んでいたところ、現在月221人となっております。

施設の利用につきまして、特別養護老人ホームについてちょっと申し上げさせていただきます。

特別養護老人ホームの入所希望者の状況につきましては、平成27年12月現在で73名となっております。内訳は居宅が31名、病院が8名、老人保健施設が30名、その他施設が4名となっております。

居宅の方につきましては、独居で介護度3以上の方が8名いらっしゃいますが、ヘルパーと訪問介護、デイサービスを利用しておられます。それ以外で介護度が3以上の方につきましても、それぞれ介護保険サービスを利用されている状況です。

これらの方につきましては、介護の調査員が年2回調査に入り、必要に応じて連絡調整しております。また、ケアマネジャーからその都度報告書が届きますので、その中で確認しております。

待機者としては73名いらっしゃいますけれども、緊急度ということでは何らかの対応はさせていただいているとご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大地達夫君） ほかに。

3番、堀川賢治君。

○3番（堀川賢治君） 堀川です。

9ページの一番最後になりますけれども、成年後見制度、これ利用者なしということでございますが、御宿町の成年後見制度というのはどういうふうになっているのか。といいますのは、今私の周囲は高齢者が多いんですけれども、独居、ひとり暮らしだとか、かなり高齢化が進んできて、これは話題になっているんです。ちまたでは、成年後見人を頼んだことによってトラブルが発生しているとか。

そんなことも含めて、かなり住民の方がこの後見制度について心配をされているんですが、町と、この御宿町の制度、それから住民がこれを利用するとき、どういうふうな形で利用でき

るのか、そのことについて、ちょっとご説明いただきたいと思います。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 成年後見制度につきましては、認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が充分でない方について本人の権利を守る援助者、これを成年後見人と呼びますが、を選ぶことで本人を法律的に支援する制度でございます。

判断能力が不十分になる前に行うのが任意後見制度、判断能力が不十分になってから行うものが法定後見制度でございます。

法定後見制度につきましては、家庭裁判所によって援助者として成年後見人等が選ばれる法定後見制度が利用できます。利用するためには、裁判所に審判の申し立てをすることとなっております。

今回、補正予算といいますか、予算に計上しておりますのは、そういう費用とか、そういうことがなくて、ご自分で——ご自分というか、ご家族の方とかいらっしやらずに後見人制度を利用できない方について町が支援をしようという、そういう制度でございまして、再度申し上げますと、高齢化に伴う認知症高齢者の増加及び核家族化や家族関係の希薄化が進むことにより、成年後見制度利用事業の需要が見込まれたため計上したものでございますが、今現在、予定者がおらず、申し立て費用と後見人の報酬支払いの金額について減額補正をします。

当初予算では、町長が申立人になることができますので、その費用として5万円、後見人費用として、在宅と施設とあるんですが、それぞれ月額2万8,000円、1万8,000円の後見人に支払う費用を見込んでいたところです。

繰り返しになりますが、ご本人やご家族が成年後見制度を利用できない方に対して町が補助する制度でございまして、町が補助しなくても成年後見制度を利用されている方は町内にたくさんいらっしやると思われます。

○議長（大地達夫君） 3番、堀川賢治君。

○3番（堀川賢治君） この制度の使い方ですけども、支援の金額の問題はさておいて、今話を聞いていますと、判断力がある場合は自分でやりなさいということでもいいんですね。認知症だとか、そういうことになったときは、町が介入といいますか、手を出します、支援しますと、こういうことですか。

制度の使い方なんです。金額、この予算ですから、金の話もあるんでしょうけれども、それよりかは、制度の使い方がまだよくわかっていないと。中には確かに自分で後見人を立ててやっている方もいらっしやいますんで、そうでない——高齢者はどんどん増えてきますから、そ

うでない人に対して、町の制度として、利用の仕方についてもう一度教えていただけますか。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 対象となる方といたしましては、判断能力が不十分な方については補助という言葉を使います。判断能力が著しく不十分な方については保佐という言葉、また判断能力が全くない方については後見という言葉を使うわけでございますが、申し立てができるのはご本人と配偶者、4親等内の親族、検察官、市区町村長などとなっております。

ですので、ご本人ができる場合は、判断能力がなくなる前にご自分で裁判所に申し立てをすると。判断能力がなくなってしまった場合、ご家族がいれば、ご家族がその裁判所に申し立てをすることになると思います。

例えば、独居の方とか、全く身寄りのない方につきましては、そういう場合に限って町長が申立人となり、裁判所に申し立てをすることという制度でございます。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第30号に賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第30号は原案のとおり可決することに決しました。

これで13時30分まで休憩といたします。

（午後12時16分）

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時30分）

◎議案第31号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第8、議案第31号 平成27年度御宿町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

田邊企画財政課長より議案の説明を求めます。

田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 議案第31号 平成27年度御宿町一般会計補正予算案（第6号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページ、第1条でございますが、歳入歳出それぞれに2億2,433万7,000円を追加し、補正後の予算総額を36億3,751万6,000円と定めるものでございます。

第2条については、地方自治法第213条第1項の規定により、経費の性質上、年度内に支出の終わらない見込みのあるものについて繰越明許費を定めるものでございます。

第3条につきましては、地方債の追加、変更及び廃止について定めるものでございます。

まず、第2条の繰越明許費についてご説明いたします。6ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費の情報セキュリティ強化対策事業は、日本年金機構における個人情報流出事案をきっかけに、総務省から情報セキュリティの抜本的強化の要請がされたことから、情報セキュリティ強化対策事業費3,781万7,000円を歳出予算に追加するとともに、年度内に事業が完了しない見込みであることから、全額繰越明許費を設定するものでございます。

3項戸籍住民台帳費の個人番号カード交付事業は、個人番号カードの発行経費について、決算見込み額が当該経費を対象とした国庫補助金の当初決定額に満たない場合、各自治体において繰り越しを行う必要があることから、限度額94万4,000円の繰越明許費を設定するものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費の年金生活者等支援臨時福祉給付金事業は、国において高齢者世帯の年金も含めた所得全体の底上げを図るため、所得の少ない高齢者等を対象とした給付金事業を実施するので、これに係る事業費4,115万1,000円を歳出予算に追加するとともに、年度内に事業が完了しない見込みであることから、全額繰越明許費を設定するものでございます。

2項児童福祉費の子ども・子育てシステム改修事業は、国の補正予算で追加された国庫補助金を活用し、平成28年度から実施される多子世帯の保育料軽減の強化に対応するためのシステム改修費199万8,000円を歳出予算に追加するとともに、年度内に事業が完了しない見込みであることから、全額繰越明許費を設定するものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費のミヤコタナゴ保護増殖事業は、ミヤコタナゴ生息地における

獣害対策の強化を図るために、防護ネットを構築する事業費245万円を歳出予算に追加するとともに、年度内に事業が完了しない見込みであることから、既定予算の一部と合わせて253万8,000円の繰越明許費を設定するものでございます。

5款農林水産業費、1項農業費の畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業は、国の補正予算で追加された間接国庫補助金を活用し、地域の畜産・酪農の収益力強化に資する施設整備等を支援する事業費1億956万7,000円を歳出予算に追加するとともに、年度内に事業が完了しない見込みであることから、全額繰越明許費を設定するものでございます。

7款土木費、6項下水道費の汚水適正化処理構想見直し事業は、当初予定していなかった公共下水道と合併浄化槽の比較検討を追加したことに伴い、年度内に事業が完了しない見込みであることから、299万2,000円の繰越明許費を設定するものでございます。

続きまして、第3条の地方債補正についてご説明いたします。7ページをご覧ください。

まず、地方債の追加ですが、先ほどの繰越明許費でもご説明いたしました情報セキュリティ強化対策事業において国庫補助基準額1,120万円のうち、補助金560万円を除いた地方負担額560万円に対し、補正予算債の充当が認められているため560万円を追加するものでございます。

なお、充当率は100%、交付税措置率は50%でございます。

次に、地方債の変更ですが、水道企業団出資事業については、出資先である南房総広域水道企業団において事業実績や進捗により事業が減額となったことから1,160万円を減額し、変更後の金額を530万円とするものです。

道路橋梁整備事業については、12月補正予算で道路橋梁整備事業の単独事業分に340万円を追加しましたが、臨時財政対策債の発行可能額の決定を受け、交付税措置上有利な臨時財政対策債へ振りかえて、変更後の金額を760万円とするものです。

臨時財政対策債については、他の地方債からの振替額1,550万円を追加し、変更後の金額を1億5,550万円とするものです。

(仮称)おんじゅく認定こども園建設事業については、経費の一部が起債対象外となったことから760万円を減額し、変更後の金額を1,350万円とするものです。

なお、760万円は臨時財政対策債に振りかえて財源を措置いたします。

次に、地方債の廃止ですが、清掃関係備品購入事業について、当初じん芥車購入費に充当する目的で限度額を設定しましたが、交付税措置上有利な臨時財政対策債へ全額振りかえるものです。

以上で地方債補正の説明を終わります。

続いて、各費目の詳細について予算書の事項別明細に沿って説明させていただきます。

10ページをご覧ください。歳入予算でございます。

10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、1節地方交付税の5,941万1,000円は普通交付税を追加し、収支の均衡を図るものです。

12款分担金及び負担金、2項分担金、1目農林水産業費分担金、3節漁礁整備事業分担金の183万4,000円の減額は、漁礁整備事業費が確定し減額となったことに合わせて漁業協同組合からの分担金を減額するものでございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節保険基盤安定負担金の751万3,000円は、国民健康保険特別会計への繰出基準額が増額変更されることに合わせて、収入が見込まれる国庫負担金を追加するものです。

2節老人福祉費負担金の2万9,000円の減額は、介護保険特別会計への繰り出し基準が減額変更されることに合わせて、国庫負担金を減額するものです。

5節被用者児童手当負担金から7節児童手当特例給付までの追加及び減額は、児童手当の支給実績に合わせたものでございます。

3目災害復旧費国庫負担金、1節河川等災害復旧費負担金の62万6,000円は、平成25年度の公共土木施設災害復旧事業に係る再調製分として追加交付されるものです。

11ページでございます。14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、2節個人番号カード交付事業費補助金の157万4,000円は、個人番号カードの交付事業費補助金として132万5,000円、事務費補助金として24万9,000円の交付決定がされたことから追加をするものです。

6節総務管理費補助金の560万円は、国の補正予算で措置された情報セキュリティ強化対策費に対する国庫補助金を追加するものです。

なお、補助率は対象経費の2分の1でございます。

2目民生費国庫補助金、2節臨時福祉給付金給付事業費補助金225万円の減額と、3節臨時福祉給付金給付事務費補助金170万6,000円の減額は、当該事業費の決算見込みに合わせた減額でございます。

また、4節子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金34万8,000円の減額と、5節子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金137万8,000円の減額は、同じく当該事業費の決算見込みに合わせた減額でございます。

7節年金生活者等支援臨時福祉給付金事業費補助金3,780万円と、8節年金生活者等支援臨

時福祉給付金事務費補助金335万1,000円は、国の補正予算で措置された当該補助金を追加するものです。

なお、補助率は対象経費の100%です。

9節児童福祉費補助金の99万9,000円は、平成28年度から実施される多子世帯の保育料軽減の強化に対応するためのシステム改修費に対する国庫補助金を追加するものです。

なお、補助率は対象経費の2分の1です。

3目衛生費国庫補助金、2節保健衛生費補助金の20万2,000円の減額は、がん検診推進事業費の補助対象基準が変更されたため所要額を減額するものです。

4目土木費国庫補助金、1節道路橋梁費補助金の222万8,000円の減額は、社会資本整備総合交付金の交付決定により所要額を減額するものです。

2節都市計画費補助金の22万5,000円の減額は、対象である住宅耐震診断費及び耐震改修工事費補助事業の実績に合わせて所要額を減額するものです。

5目教育費国庫補助金、1節教育費補助金の20万円は、理科教育振興費補助金の配分が決定されたことから追加をするものです。

12ページでございます。3項国庫委託金、2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金の48万円は、12月補正で追加しました国民年金システム改修委託費に対する委託金として45万3,000円、特別児童扶養手当事務委託金として2万7,000円を追加するものです。

15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、1節保険基盤安定負担金の440万1,000円は、国民健康保険特別会計への繰出基準額が増額変更されることに合わせて、収入が見込まれる県負担金を追加するものです。

2節老人福祉費負担金の1万4,000円の減額は、介護保険特別会計への繰出基準額が減額変更されることに合わせて国庫負担金を減額するものでございます。

5節被用者児童手当負担金から7節児童手当特例給付金までの追加及び減額は、児童手当の支給実績に合わせたものでございます。

2目保険基盤安定県負担金（後期高齢者医療）、1節保険基盤安定県負担金（後期高齢者医療）の72万7,000円の減額は、後期高齢者医療特別会計への繰出基準額が減額変更されることに合わせた減額です。

13ページでございます。15款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金、4節選挙費県補助金の20万5,000円ですが、公職選挙法の改正に伴う選挙人名簿システムの改修費に対する県補助金を追加するものです。

なお、補助率は対象経費の2分の1です。

2目民生費県補助金、3節心身障害者福祉費補助金の4万円は、グループホーム等入居者家賃補助事業の増額に合わせて県補助金を追加するものです。

3目衛生費県補助金、2節環境衛生費補助金の399万8,000円の減額は、中学校の太陽光パネル取り付け工事を対象とした地域グリーンニューディール基金事業補助金について事業費の確定に合わせ368万8,000円を減額し、また住宅用省エネルギー設備導入促進事業補助金は事業費の確定に合わせ31万円を減額するものです。

4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金の16万6,000円の減額は、内訳として、イノシシ管理事業について捕獲報償費の増額に合わせて32万5,000円を追加し、中山間地域等直接支払交付金事業は、予定実施面積が見込みに達しなかったことに合わせて12万4,000円を減額、環境保全型農業直接支援対象交付金は、事業者において予定された事業が実施されなかったことに合わせて全額の49万4,000円を減額、水田自給力向上対策事業補助金は、飼料用米の多収性専用品種への取り組みに対する県費上乘せ補助として12万7,000円を追加しております。

2節水産業費補助金の502万7,000円の減額は、漁礁整備事業費が確定したことに合わせて所要額を減額するものでございます。

3節畜産業費補助金の1億956万7,000円は、地域の畜産・酪農の収益力強化に向けた施設整備等を支援するための経費に対し、国の補正予算で追加されたものであり、所要額を追加するものです。

なお、歳出予算でも同額を計上しております。

3項県委託金、1目総務費委託金、3節統計調査費委託金の16万3,000円の減額は、国勢調査、農林業センサス、商業統計調査及び経済センサスのそれぞれにおいて、決算見込みに合わせて所要額を減額するものです。

4節選挙費委託金の285万7,000円の減額は、千葉県議会議員選挙が無投票だったことに伴い所要額を減額するものです。

14ページでございます。18款繰入金、1項特別会計繰入金、3目後期高齢者医療特別会計繰入金、1節後期高齢者医療特別会計繰入金の1万2,000円は、当該会計の平成26年度事務費の精算によるものでございます。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金の2,203万8,000円は前年度からの純繰越金を追加し、収支の均衡を図るものでございます。

20款諸収入、2項雑入、4目雑入、1節雑入の401万円は、後期高齢者医療広域連合委託金

について健診費補助の実績に合わせて59万6,000円の減額、後期高齢者医療給付費返還金については、当該給付費の平成26年度分の精算に伴い460万6,000円を追加するものです。

4項貸付金元利収入、1目貸付金元利収入、1節貸付金元利収入の10万円は、コミュニティ拠点整備資金貸付金の貸付日が当初より前倒しになり、本年度の償還回数が1回増えたことから追加をするものでございます。

21款町債につきましては、第3条の地方債補正で説明したとおりでございます。

以上、歳入予算に2億2,433万7,000円を追加しております。

歳出予算でございます。16ページをご覧ください。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、13節委託料の10万円は、議会の会議時間が当初算定時間を上回る見込みであることから、追加して対応するものです。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、9節旅費の3万円は、公務の出張回数の増加に対応するものです。

13節委託料の3,781万7,000円は、日本年金機構における個人情報流出事案をきっかけに総務省から情報セキュリティの抜本的強化の要請がされたことから、所要の経費を追加し対応するものです。

なお、年度内に事業が完了しない見込みであるため、全額繰越明許費を設定しております。

19節負担金補助及び交付金のうち交付税配分金6万円は、全額御宿町に算定されております布施学校分をいすみ市に再配分するものであり、普通交付税額の決定、案分、基礎数値の確定により追加をするものです。

中間サーバープラットフォーム利用負担金64万2,000円の減額は、負担金額の確定により減額するものです。

3目財産管理費、13節委託料の表示登記委託74万4,000円は、町道の廃止に伴う表示登記の必要が生じたことから追加するものです。

4目企画費、13節委託料のIRUスポット保守委託の97万8,000円は、光ファイバーケーブルの移設等の件数増加に伴い町負担分を追加し、電子会議システム整備委託の284万5,000円の減額は、財源を予定していた国庫補助金の決定がなかったことから事業を見送るものでございます。

19節負担金補助及び交付金、国際交流事業の97万円は、本年度のメキシコ学生交流プログラムの実施経費の一部に対する補助金を新たに追加するものです。

10目公共施設維持管理基金、25節積立金の5,000万円は、本年度の剰余金を勘案し、公共施

設の維持管理に係る財政需要に備えるため積み立てを行うものです。

11目コミュニティ拠点整備資金貸付基金積立金、25節積立金の10万円は、コミュニティ拠点整備資金貸付金の貸付日が当初より前倒しになり、本年度償還回数が1回増えたことから基金に積み戻す経費を追加するものでございます。

17ページでございます。3項戸籍住民台帳費、1目戸籍住民台帳費、13節委託料、住民基本台帳カード作成委託の3万4,000円の減額は、カードの発行が平成27年12月をもって終了したことに伴う不用額の減額、社会保障・税番号制度対応端末設定委託の9万4,000円の減額は、業務委託内容の工夫による不用額の減額です。

14節使用料及び賃借料の3万9,000円の減額は、戸籍事務遠隔支援サービスの導入時期の後ろ倒しによる不用額の減額です。

19節負担金補助及び交付金の132万5,000円は、個人番号カードの認証や交付などに要する経費として、国の補正予算で当該経費に対する補助金が追加されたことに対応する経費でございます。

なお、補正前の当初交付決定分275万2,000円のうち、94万4,000円について繰越明許費を設定しております。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費、13節委託料の51万9,000円は、新有権者となる方が転出を伴った場合における選挙権の空白期間の解消を盛り込んだ改正公職選挙法の成立に対応したシステム改修経費として追加するものです。

3目県議会議員選挙の各項目は、当該選挙が無投票であったことによる不用額の減額です。

5目農業委員会委員選挙の各項目は、農業委員会委員の公選制が廃止されたことにより選挙が行われなかったことから、不用額を減額するものです。

18ページでございます。5項統計調査費、2目各種統計調査費の各項目は、国勢調査のほか本年度の統計調査事務の不用額を減額するものです。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、11節需用費の20万円は、地域福祉センターの空調機修繕に対応するための追加です。

13節委託料の45万4,000円は、国民年金の給付猶予制度の拡充に対応するシステム改修費です。

28節繰出金の1,690万1,000円は、国民健康保険料の軽減に対する財政措置の拡充に伴う繰出基準額の増額分です。

2目老人福祉費、13節委託料、養護委託の35万円の減額は、実績を踏まえた不用見込み額の

減額、ケアプラン原案作成委託料の10万円は、対象数の増に対応するもの、緊急通報システムサービス業務委託の20万円の減額は、実績を踏まえた不用見込み額の減額です。

19節負担金補助及び交付金の60万3,000円の減額は、広域連合内の財源更正等により構成市町村負担金額が減額となることによるものです。

28節繰出金の989万6,000円は、介護サービス利用の増に伴う繰出基準額の増額分です。

3目心身障害者福祉費、19節負担金補助及び交付金の8万2,000円は、グループホーム等入居者の転居により家賃額に変更が生じたための追加です。

19ページでございます。23節償還金利子及び割引料の503万9,000円は、障害者自立支援給付費国庫負担金などの平成26年度分精算に伴う追加です。

5目後期高齢者医療、28節繰出金の96万9,000円の減額は、負担軽減区分間の対象者の移動に伴う繰出基準額の減額によるものです。

6目臨時福祉給付金事業費の各項目は、平成27年度当初予算で計上しました臨時福祉給付金事業費の決算見込みを踏まえた減額と、国の補正予算で措置されました年金生活者等支援臨時福祉給付金事業費の追加が合わせて計上されております。科目によってプラスのものとマイナスのものがあるのは、そのためでございます。

当初予算計上の臨時福祉給付金事業について合計いたしますと394万9,000円の減額、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業について合計しますと4,115万1,000円の追加となっております。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、7節賃金の67万円の減額は、児童館臨時職員賃金の実績による不用額の減額です。

13節委託料の199万8,000円は、平成28年度から実施される多子世帯の保育料軽減の強化に対応するためのシステム改修費でございます。

なお、年度内に事業が完了しない見込みであるため、全額繰越明許費を設定しております。

20ページでございます。14節使用料及び賃借料の6万8,000円の減額は、児童館のコピー機について調達方法を工夫したことによる不用額の減額です。

23節償還金利子及び割引料の1万4,000円は、保育緊急確保事業の平成26年度分精算に伴う返還金の追加です。

2目児童措置費、20節扶助費の514万5,000円の減額は、各項目とも児童手当の支給実績による不用額の減額です。

3目保育所費、7節賃金の150万円の減額は、保育所臨時職員賃金の実績による不用額です。

13節委託料の146万9,000円は、年度途中で管外委託児が増員したことに対応するための追加

です。

5目児童福祉施設費の財源更正は、起債対象経費が減額となったことから760万円を一般財源である臨時財政対策債で振りかえることによる財源更正です。

6目子育て世帯臨時特例給付金事業費の各項目の減額は、当該事業の決算見込みを踏まえた不用額の減額です。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、11節需用費の3万6,000円は、公用車の緊急修繕に対応するための追加です。

19節負担金補助及び交付金の55万円は、国保国吉病院組合において採択された県の医師派遣促進事業の構成市町負担分として追加するものでございます。

21ページでございます。2目予防費、13節委託料の母子保健事業、予防接種事業委託及び健康増進事業のそれぞれの減額は、事業の実績を踏まえた不用見込み額を減額するものです。

3目環境衛生費、7節賃金の140万円の減額は、環境整備員賃金の実績による不用額を減額するものです。

11節需用費、光熱費の15万円の減額は、堺川排水処理施設の電気料の不用見込み額を減額するもの、修繕料の58万6,000円の減額は、ミヤコタナゴ生息地の水路整備費の不用額を減額するものです。

13節委託料、河川水質環境検査委託の19万3,000円の減額は、実績による不用額を減額するもの、ミヤコタナゴ保護増殖事業の245万円は、生息地における獣害対策の強化を図るための防護ネット構築費を追加するものであり、年度内に事業が完了しない見込みであるため、既定予算と合わせた253万8,000円の繰越明許費を設定しております。

16節原材料費の83万6,000円の減額は、防護ネット構築を業務委託することによって生じる不用額を減額するものです。

19節負担金補助及び交付金の59万円の減額は、住宅用省エネルギー設備設置補助金の決算見込みを踏まえた不用額を減額するものです。

4目、子ども医療対策費、13節委託料の26万円は、平成28年度から実施を予定している助成範囲の拡大に対応するシステム改修費の追加です。

20節扶助費の58万円の追加は、当初見込みより医療費が増大することに対応するための追加です。

2項清掃費、2目じん芥処理費の財源更正は、当初じん芥車購入に充当する目的で措置しました地方債について、交付税措置上有利な臨時財政対策債へ振りかえることによる財源更正で

す。

22ページでございます。3項上水道費、2目上水道建設費、19節負担金補助及び交付金の3万2,000円の減額は、繰出先である南房総広域水道企業団の職員児童手当の実績による不用額の減額です。

24節投資及び出資金の1,154万円の減額は、繰出先である南房総広域水道企業団の事業実績や進捗により不用額が生じるための減額です。

4項予防費、1目予防費、13節委託料の63万2,000円の減額は、後期高齢者健康診査の実績により不用額を減額するものです。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、8節補助費の48万6,000円は、主にイノシシ捕獲頭数の増加に対応するための捕獲報償費の追加です。

13節委託料の4万1,000円の減額は、従事者数の減少による不用額を減額するものです。

15節工事請負費の29万2,000円は、オリーブ栽培実験圃場の水はけ対策として行う畝上げ工事費であり、7月以降速やかに苗植えができるよう本補正予算で追加をするものです。

19節負担金補助及び交付金、中山間地域等直接支払交付金の16万5,000円の減額は、予定実施面積が見込みに達しなかったことによる不用額を減額するもの、環境保全型農業直接支援対策交付金の65万9,000円の減額は、事業者において予定された事業が実施できなかったことによる不用額を減額するもの、水田自給力向上対策事業補助金の12万7,000円は、飼料用米の多収性専用品種への取り組みに対する県費上乘せ補助金です。

4目畜産振興費、19節負担金補助及び交付金の1億956万7,000円は、地域の畜産・酪農の収益力強化に資する施設整備等を支援するため追加するものであり、国の補正予算で追加された間接国庫補助金で全額措置されるものです。

23ページでございます。3項水産業費、1目水産業振興費、15節工事請負費の869万4,000円の減額は、漁礁設置工事の実績による不用額を減額するものです。

7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費の財源更正は、社会資本整備総合交付金の交付額減額に伴う一般財源への財源更正及び地曳橋補強工事へ充当していた地方債の一部を臨時財政対策債へ振りかえることによる財源更正でございます。

4項都市計画費、1目都市計画総務費、19節負担金補助及び交付金、住宅耐震診断費補助金の15万円の減額及び木造住宅耐震改修工事費補助の30万円の減額は、それぞれ実績により全額を減額するものです。

5項河川費、1目河川総務費、11節需用費の35万円は、上布施地先の河川への倒木に対応す

るための追加です。

6項下水道費、1目公共下水道費、13節委託料の50万8,000円の減額は、汚水適正処理構想見直し業務委託の実績による不用額を減額するものです。

なお、年度内に事業が完了しない見込みであることから、繰越明許費を設定するものでございます。

24ページでございます。9款教育費、2項小学校費、2目教育振興費、18節備品購入費の32万円は、理科教育振興費国庫補助金を活用して小学校の教育振興備品を整備するものです。

3目組合学校費、19節負担金補助及び交付金の271万9,000円の減額は、布施学校組合において過年度事業分の国庫補助金が収入され、構成市町負担金が減額となったものです。

3項中学校費、1項学校管理費、15節工事請負費の318万8,000円の減額は、太陽光パネル取り付け工事の実績による不用額を減額するものです。

2目教育振興費、18節備品購入費の8万2,000円は、理科教育振興費国庫補助金を活用して中学校の教育振興備品を整備するものです。

以上、歳出予算2億2,433万7,000円を追加しております。

よろしく願いいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

12番、小川 征君。

○12番（小川 征君） 12番、小川。

ちょっとお伺いしますが、16ページの企画費の国際交流事業費の97万円という金額でございませうけれども。

この事業にあたりましては、当初は国際交流のほうではお金がないということで金融機関から借り入れるという段階から始まったと思うんですけれども、金融機関のほうでは貸せないということで、急遽町のほうから250万円のお金を借り入れたわけだと思うんですけれども、多分借りたのには借用書もあると思うんですけれども、それは後にできるんですけれども、その流用に対して、国際交流の会長さんといろいろ細かな打ち合わせをして、細かな計画も立ててきたと思います。

その中で、この250万円を使って、それで宝くじの助成金が出るまでということで、当初これを予想を立てていたんですけれども、当初この一番先の見積もりはしたんですか。この見積もり。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） まず、平成27年度の日本メキシコ学生交流プログラムの経過について、先にご説明させていただきます。

本事業につきましては、一般社団法人全国市町村振興協会が実施する平成27年度の市町村振興事業を掘り起こすための助成事業として、平成26年11月13日付で御宿町国際交流協会から助成の申請を提出し、平成27年4月10日付で400万円の助成決定をいただいております。

本助成事業が事業の実績報告を提出し、事業が完了した段階で400万円が入金になるために、事業の実施のための資金調達ができないということで、平成27年6月9日に御宿町国際交流協会から250万円のつなぎ資金借り入れの依頼があり、平成27年6月議会により貸し付け資金の補正予算を可決いただき、事業資金に充てております。

事業の実施につきましては、平成27年7月11日土曜日から8月9日日曜日までの29泊30日で行っております。

参加学生につきましては、27年5月15日に応募を締め切り、33名の応募の学生の中からコーディネーター1名を含む10名、男性7名、女性3名が5月25日に決定しております。

プログラムの内容といたしましては、午前日本語学習、午後日本文化交流を基本にパネルディスカッション、静岡県久能山東照宮参拝、企業見学、成果発表会など多くのプログラムを積極的に取り組み、8月7日に駐日メキシコ大使館で修了証が交付されております。

次に、決算の報告をさせていただきます。

（発言する者あり）

○産業観光課長（吉野信次君） そうしたら、その後にまた決算の報告はさせていただきますが、当初、予算を全国市町村振興協会に出して事業についての交付決定を受けておりますので、予算は当初は立ててございます。

以上です。

○議長（大地達夫君） 12番、小川 征君。

○12番（小川 征君） 12番、小川。

今、立てていないということでございますけれども、当然それ本当は立てていただきたかったんですけども。

でも、これの積算基礎を見ると、Tさん、国際交流の委員長も本当にとにかく一生懸命やってくれたということは私たちも重々承知しております。

当初、積算基礎をちょっと見たら、5カ月分になっているんです。最後に事業費が出てきた、収支決算見たとき、12カ月の積算が出てきたわけですね。

それで、お金ないのは重々承知している中で、最後の全部のもろもろのお金の中で町長と実行委員長がどういう話の中でこの金額を入れたのか、それは定かではございませんけれども。それで、この金額が出た中で、250万円という町からの借入金はまだ会計室には入金されているかいけないかというんですけれども、その金はどういうふうな250万円か。ばらまきになっちゃったのか。

ちょっとその辺、どういうふうな計算でこれやっているのか、ちょっと聞きたいんですけれども。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） それでは、その250万円と400万円がどうなったかということでございまして、ちょっと決算をご紹介しておりませんので、決算を先にご紹介して、その後でよろしいですか。

収入の部で、全国市町村振興協会から400万円、前川報恩会から50万円、双日国際交流財団から30万円、御宿アミーゴ会及びホストファミリーの会から10万円、雑収入で3万9,033円、入学登録金が16万2,000円、御宿町国際交流協会から10万円の収入合計が520万1,033円でございます。

歳出が、もろもろ使いまして全体で617万454円ということで、96万9,421円の不足が現在生じているところでございます。

当初、250万円をつなぎということで、250万円をつなぎを出して、それで事業は行ったわけですが、実際に支払いの中で待っていただく形で、例えば千葉工業大学さんとか、神田外語大学さんとか、実行委員長であります土屋さんのほうの事務経費とかをみんな待っていただいていたわけでございます。

その400万円がおりました段階で全て支払いをし終わったんですけれども、支払いをし終わった段階で、今度町に250万円を返していただくという事務になるんですが、その中で96万9,421円の不足が生じているというところでございまして、現在支払いは全て終わっておりまして、残りの金額が国際交流協会の通帳のほうに残っております、今回補正をお願いしている金額を足しまして250万円が町に返ってくるという手続がされていないというところでございます。

以上です。

○議長（大地達夫君） 12番、小川 征君。

○12番（小川 征君） 今聞いたとおりのことはよくわかりましたけれども、何でこの補助金をもっと前倒しで出してくれなかったのか。今になってこれを、97万円を今になって、もっ

と暮れ前の定例会で、これ出ても不思議はないと思うんですけれども。

実行委員長も本当によくやってくれた。私は支払っちゃいけないと言っているんじゃないんです。やっぱりそれなりの金額の、相当の払う金額があると思うんです。それは全部町長がやったわけですね。そうですね。

けども、当初この国際交流はボランティア活動の方々がというような、多くの方が集まって、メキシコへ行った方たちも国際交流の会費をみんな払って、その中で今日まで至ったわけです。突如こんな金額を払うというのは、やはりもう少し考えてもらいたい。一生懸命やってくれたのはわかります。でも、年々上がってきちゃうわけですから、お金が。だから、その辺、もう少し町長、よく考えてやってください。

それから、町長も250万円の新年度予算を出してきましたけれども、一昨日のK議員が一般質問の中で、土屋さんとメキシコの外交官の中でいろいろと壁ができたような話もございました。お互いにどっちがいい悪いは水かけ論になりますけれども、私は、この交流はやっちゃいけないということを言っているんじゃないんです。やってもいいけれども、お金がない、工面ができないという形で毎年やるというのは、いかがなものかと。

それで、暮れの一般質問の中で、K議員がメキシコ学生交流についてという一般質問の中で、町長は実施にあたって2つの事項を解決しなければいけませんと。

1つはメキシコ国での学生募集の問題で、これは想像以上に大変だと、困難を伴っているという答弁と、もう一つは予算についてどのような対応をするかということで、募集に関しても時間を要しますので、年内には結論出せませんと、こういう答弁をしているわけです。

そういった中で、メキシコだって、日本と比べたら貧富の差が激しいわけです。こちらに来る学生だって、お金があるないはとにかく、1年1年それを——今町長が答弁した中で、そんな大変な事業なんです。

だから、私は、やることはいいです。けども、やはりじっくりと中身を精査して、1年置きでもいいですから、2年置きでもいいですから、そういった計画を立てて、もっとよりよいきれいなお金を使うようにしていただきたいと思います。

答弁要りません。以上です。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） いろいろご質問ありがとうございました。

まず1つは、どうしてこの3月補正になったかということでございますが、先ほど吉野課長が答弁いたしました、この事業の運用資金、運用の面で250万円を6月議会で補正をお願い

したということで、全国市町村協議会のほうからは事業が完了してからということなんで、完了してからいろんな各方面にお支払いしたんですけれども、12月の定例議会に間に合うまでに全ての整理ができていなかったということで、補正については3月補正となりました。

そして、6月議会でいろいろご質問いただいた中で、この事業を進めていく上に、もし事業の資金に不足が生じたら町長はどうしますかというようなお話をいただいたときに、検討させていただきますという、私はお答えしておりますが、そういうことで最終的にこのような結果が出てきまして、土屋実行委員長とお話ししまして、何度か申しておりますが、27年度事業については、非常にすばらしい実績、すばらしい事業を行っていただきましたということで、私は、それではこの金額について、この3月の議会で補正予算として提出させていただきますということを実行委員長に申し上げたわけでございます。

それと、新年度の28年度事業につきまして予算計上させていただいておりますが、250万円のおよその内訳は、学生10名の宿泊費と昼食費と、それからホームステイ費と、そして講師料、プラス雑費ぐらいの内容でございますが、それでおよそ250万円ということでございます。

28年度事業については、職員のお力をかりて、職員とともに、またメキシコ合衆国大使館、さらには千葉工業大学の職員の皆様にもご協力いただいて事業を進めていくということでございます。

これから、この新年度事業を許されるならば、さらにメキシコ合衆国大使館とも協力して、日本企業の各社にご協力お願いのために訪ねていく予定でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（大地達夫君） 5番、滝口一浩君。

○5番（滝口一浩君） 1点だけ質問します。

今の小川議員と同様に、2015年メキシコ学生交流プログラムについて、産業建設委員会でも質問させていただきました。まだあやふやなところがあって、まずこの補正97万6,000円、これは貸付金ですか、それとも戻らないお金ですか。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） 産業建設委員会の中で当初ご説明しておりましたのは、400万円が入り次第250万円を返していただくということでもございましたけれども、先ほどもご説明しましたとおり、支払い先が待っていただいているという部分もございまして、先にその支払いをさせていただきましてきたところでございます。

この97万円ぐらいのお金につきましては、20万円が国際交流協会のほうからも貸し出しがさ

れておりまして、そのほかの部分返還金の部分になるものでございます。

○議長（大地達夫君） 5番、滝口一浩君。

○5番（滝口一浩君） 5番、滝口です。

補填のお金ですね。メキシコ学生実行委員会の皆様は大変なご尽力をいただいたと認識しております。1日や2日のイベントでも大変なのに、これだけの30日間の期間、どれだけの苦労がかかるか。僕もイベントとかを若いころからやってきた中で、本当に神経も注ぎますし、この期間に限らず、その準備期間とか、やっぱりいろいろな手配、通年通してご苦労したこととは別に、情緒的なものは別として、執行部側へ僕は質問したいんですけども、6月議会で250万円のつなぎ資金は、それは議決でオーケーしました。

ということは、400万円の宝くじ補助金、ここに一般財団法人市町村協会と書いてありますけれども、それが入った時点で250万円はすぐに返還するという約束を議会にしています。それはどうなっちゃっているんですか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 先の協議会でも申し上げましたけれども、要するに資金の運用面でそれが手当てできなかつたということで、それについては確かに補正に関する6月議会の段階では振興協議会から400万円が入ったと同時にお返しするというところでございましたが、いろんな各面に事業費を、いわば経費をお支払いした段階で、なかなか250万円という費用がその場でそのときに返すことができなかつたということでございました。

そのときに返すことができなくて、この年度末になってしまうということについては、私のほうの独断で、私のほうの考えでそのようにさせていただいたということでございます。

○議長（大地達夫君） 5番、滝口一浩君。

○5番（滝口一浩君） 5番、滝口です。

銀行貸し出し、我々は一般、民間で商売している中で、銀行に例えれば、貸し出しして、それをしっかりそのときに返すという約束をして、返さなければ、当座預金だったら不渡り、会計室長の顔を見ると千葉銀行を思い出しちゃうんですけども、それは冗談ですけども、財政課長、こんなでたらめな約束、それは身を切って、どういう理由があろうが当座預金だったら不渡りになっちゃうわけですよ。それを約束しておいて、400万円が入ったときに250万円是非々でも返さなければ、住民に我々どういう説明したらいいんですか。

穴があいたから返せなかつた。それをまたこの97万円で補填して、また返してもらおう、こんなの笑われちゃうじゃないですか。笑われちゃうというか、何やっているんだよと言われちゃ

います、我々も。そこはちょっと、何か簡単に、委員会のときも観光課長も簡単に言っていましたけれども、我々商売している人間からしてみれば、是々非々でも、その400万円がいつ入ったか知りませんが、まあ、暮れには入っていると思うんです。その時点できちんと1度は返さなければ、これは悪い前例になっちゃうし、こんなことがあっちゃっていいのかという、それはもう終わった話としてではなく、町長はそれでもなくて、昨日成功したと、この事業は大変成功だったと。それは土屋さんのご尽力により、本当にメキシコとの関係を御宿の昔からの歴史も踏まえて、それはそれとして、でもまだこれ完結していないのに、そういう軽はずみな発言はちょっとどうなのかということと、この来年度も事業組み立ての甘っちょろい、今問題になっていることを踏まえてなのか、踏まえていないのかわかりませんが、町は10万円の予算しかつけていなかったんです。それが来年度、どういうわけか250万円がついている。

それと実施主体は全く変更されている。これ住民の方からしてみれば、それはメキシコの学生を受け入れるのはそれはそれとして、スポンサーを集めて民間で努力してやっているから評価されているのであって、町自体が250万円を費やすんだったら、御宿の子どもたちに出してください。それで、どこでもグローバルな世界だから、海外に行かせてやってください。

国の事業です、こんな。スーパーエリートを御宿が今受け入れられる状況じゃないです。ただ、民間がやる分にはいいです。スポンサーも90社あたりあるのに、そういうスポンサー回りも、そのときに、この穴があいたときにしているんですか。その辺はどうですか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） その400万円が、資金が入ってきたときにすぐ町に返すことができなかったということについては、実行委員会委員長からそういうお話を聞きましたときに、私の裁量で認めさせていただいたと。そのときには払うことがなかなか難しいということで、この実績、素晴らしい事業を完結に近い形で——まあ、今まだ完結しておりませんよとおっしゃいましたけれども、事業自体は8月の初旬に終わっておりました。

そういうことで、実行委員会のご努力を認めさせていただいた中で、私の裁量でわかりましたと。先ほども申し上げましたように、3月議会にご提案させていただきますと、不足分です。そういうことで申し上げました。

そして、新年度の事業の関係になりますと、先に申し上げましたように、御宿町とメキシコ大使館と千葉工業大学の三者の協力でこの事業を遂行していきたいと。これは、今までは実行委員会方式でございましたから、新しい取り組みになるわけですが、250万円という事業費の内訳は、およその内訳は先ほど申し上げました。そういうことで努力してまいりたい。

今地域の町内の子どもたちというお話がございましたが、この事業を2回続けまして、できましたら、私は続けていきたい。それだけの非常に意義ある事業ではないかなと考えた上で予算に計上させていただいたわけでございます。

これはよく言われますが、小さな町の大きな交流だと。町の勢いといいますか、町の状況を世界に、他の市町村に伝える、全国に伝える大きな事業であると思いますので、ぜひ予算計上させていただきましたが、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大地達夫君） 5番、滝口一浩君。

○5番（滝口一浩君） 5番、滝口です。

格好つけは別にそれぐらい……。地道な努力のほうが先決だと思うんです。

新年度予算で言おうかと思ったんですけども、今ちょっと主体元も出ていたもので、ちょっと言わせてもらうんですけども、これ実質は御宿町ということに来年度はなるわけですけども、その実行委員会を外した理由は、町長は大使館の意向だとおっしゃいました。大使館の意向と委員会で言ったということは、これは一メキシコ国が、大使館が地方の一自治体のことに口をつけるものなのかという疑問がそこに湧くわけで、ちょっと下手すると国際問題にもなりかねないような大事な発言だったと思うんですけども、昨日は一等書記官のバサーニェス氏だということをおっしゃっていましたが、もうこれ世間ではひとり歩きしていますし、町長はそういうふうにおっしゃいました。

事業というものは、私が考えるに、誰が失敗しようが、何しようが、最高責任者は町長なわけで、実行委員会の長が誰であろうが、この件に関しては御宿町の町長が最高経営責任者だと思います。何があろうが私の責任だということをおっしゃるべきではなかったのかと思います。

昨日も石井議員から、私も大使館と一緒にいったときに、サッカーのナショナルチームを誘致すると、こういう軽はずみな意見は、我が町はそういうような環境にないもので、これは大変失礼な話だし、我々も一緒に恥をかくことなんで、その辺の言葉の軽さもちょっと指摘させてもらうんですけども、これ穴があいたからそれをまた補正で費やすと。何十年前かわかりませんが、行政のことはまだ5年足らずでわかりませんが、普通はちょっと考えられないです。自分で何とかしなきゃいけない範囲だと思います。

観光課長も大変かとは思いますが、実施主体が御宿町になって、町長は企画財政課と産業観光課の両課が請け負うと。本当にできるんですか。それは新年度予算のときに、また違う人も質問すると思うので答えは結構なんですけども、ちょっと事業計画が甘過ぎますし、こういうせっかくいいことをして、みんながハッピーになっていなきゃいけないのに、ハッピ

一になっているのは町長だけです、正直。あとの人たちは、みんな顔が真っ青になっています。

どういふ処理をするのか。そして、その約束をしたわけですよ。400万円入ったり、250万円入る。議会に対しては、別に何もありませんか、町長。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） その件につきましては、先ほども申しましたように、私の裁量でそのようにさせていただいたということでございます。

また、実行委員会さんが、この事業は本当に続ける段階で、もし何かあれば、やっぱり全ては私の責任になりますけれども、1回目、2回目の学生プログラム事業につきましては、実施の主体は実行委員会でございます。

そういう中で、第3回目の28年度事業につきまして、なかなか、前回申し上げましたように、同じような方式で実施することができなくなったと。何もなければ、そのような状況で続けて行くことがいいことだと思うんですけども、できなくなった事情が大使館さんのほうからお話があったと。

私と直接そのことでお話ししたのは一等書記官のバサーニェスさんでございますが、何度もご本人にご確認して、当然内部ではいろいろ話があって、アルマーダ大使さんは充分にご承知ですと、そういう話を伺っています。

そういう中で、これは、その窓口としてバサーニェスさんが私に言われるわけですから、これは信用というか、真実であるなという中での判断でございます。

○議長（大地達夫君） 滝口一浩議員、3回の基準に抵触しますんで、同一質問を避けてください。

○5番（滝口一浩君） もうこれであれです。もう来年度のことは、もう何度言っても同じことなんで。もう言いたいことは言わせてもらいましたんで、それはそれで結構なんですけれども。

やっぱり事業というものは、覚悟と命がけでやるものです。命を落とす人すらいて、それはいろいろ僕も成功した人、失敗した人、はい上がってきた人、いろいろ見えていますけれども、もう死に物狂いでやっていますよ、皆さん。だから、来年度はスポンサーを集めて、どうぞ町の温かい金じゃなくて、スポンサーを、そんないい事業なら必ずついてくれますので、それでやっていただきたいと思います。返答は要りません。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口です。

じゃ、関係してちょっとお聞きしたいんですけども、まず議長、昨日土屋氏からいただいた文書を読み上げてよろしいですか。

○議長（大地達夫君） どうぞ。

○1番（瀧口義雄君） いいですか。じゃ、これは後で読み上げさせていただきます。

今ちょっと来年度の話まで出ていました250万円ですけども、新年度予算の38ページを見て、メキシコ学生交流プログラム事業委託151万円しかないんですけども、あと100、90万円どこへ消えているのかというのが1つの質問と、それと先ほどの話をしますと、400万円寄附がありましたよね、補助というか。それで、今新しい話が、20万円国際交流委員会から借り入れていると。当時町から250万円行っていて、この国際交流から借り入れている20万円は何かと。何で250万円行っている中でこの20万円の使途が、会計いただきましたね、あなたから。その中の何に、どこで、何に使ったんだと。250万円、足りない分は今97万円補正してありますから、それで250万円になると言いながら、20万円国際交流から借りている金、そういう規約があるかどうかはわからないけれども、貸し付けの規約はないと思います。

それと、この補正に関して、去年、町長はそういう形で補填するという話は後日聞きましたけれども、あなたは事業費を精査していると、人件費を含めて。意見が全く違って、あなたは補填しないと、できない部分があるということを言っていて、その主張はどうしたんですか。突然消えてしまいましたよね。

あなたは、私と貝塚議員が行ったとき、補填できない部分があると盛んに言っていましたよね。それは小川議員なんか言っている主張と同じです。できない部分があると言っていて、何度もあなた、強い課長だから突っぱねていましたよね。それで、最終的に土屋氏と町長の話の中で全額補填するという話ができました。で、現在の97万円の補正になっていますけれども、その中で今ちょっと不思議に思ったのは、この20万円がどうして出てくるんだと。153万円ですよ、不足分は97万円ですから。それで、250万円の返還ができるというのが1点と。

この貸し付けのつなぎ交付要綱です。要綱といっても、現実的に返還は年度内に、借り受け団体は補助金等の入金を確認された後、速やかに町長から指定された口座に一括返還しなければならない。あなたの文書です。それで、これがいつ入ってくるかというのは、400万円、わかっているわけですよ。事業確定してから遅くなるという中で、私も千葉工大の関係者に支払いを待ってくれということ言っていて、理事長のほうから心配ないということだから待ちますよという返事はいただいております。そういう中で支払いを待ってもらったことは事実です

けれども、現実的な清算が、400万円のやつ全部できない状態が、この決算で見ると、約100万円オーバーしていると。250万円入れたとしても。今の97万円ですよ。そういう中で、何でまた20万円がここへ出てきちゃうんですか。この20万円は何するんですか。それが1点と。

あなたの町長との見解はスタートから違っているんです。そこで、どうして修正されて、あなたが折れたのか。町長の指示だからしょうがないのか。あなたの理論が、この事業の組み立てが間違っていたのか。その辺はあなたは、私なんかが行っても受け付けなかった。これは違うんだということ、貝塚議員がいますから、2人で行って、2回か3回あったと思うんですけども、全く受け付けなかった。それが町長の決断でそうなったということですよ。

それと、今滝口一浩議員が言ったように、何で突然実行委員が外されたのかということがちょっとまだ理解できないんです、現実。大使館の意向だと。でも、僕らは確認とれないですから、大使館は。町長の言っていることを信用するしかないし、町長は一等書記官から話を聞いていると。その先に大使がいるという話で、それを信用するしかないんですけども、どうもその辺でわからないときがあります。

そういう中で、議長、これを読ませていただく。名前は省きます。

御宿町本定例議会に日本メキシコ学生交流プログラム開催の件で議員の皆様にはお心を砕かせて申しわけなく存じております。学生交流プログラムは、2014年、15年と実行することができましたのはひとえに議員、御宿町の皆さん、関係者のご協力によるものと感謝しております。

私が皆様にお伝えしなければと思ったのは、私の感情論ではなく、余りにも議会で審議されるべき内容が議員の皆様には伝えられていないことに、ふだん発言すべき機会がない一町民がかかわってきた事案を発表する決意をさせてくれたきっかけとなったのは、3月6日日曜日です。18時30分ごろ、石田町長さんからの1本の電話による来宅でした。

町長は一等書記官から送られた、貝塚議員から皆様にご覧いただいた3枚のフェイスブックの写真と9項目にわたる批判文が吉野産業課長経由の石田町長宛でのメール、3月2日水曜日に見せられ、裏でこういうことをやっていたのかと初めて知りました。

送られた内容につき、まずフェイスブックの写真については、これは東京の国際弁護士事務所に判断を伺い、対処方法を考えると町長に伝え、批判文については、その後、直接一等書記官と会う機会を急ぎ設けてくださいと石田町長に伝えました。ただし、設定に関しては、石田町長と一等書記官と3人の会議ではなく、できるだけ多くの議員の皆さんに参加していただく会見にすることを条件といたしております。

一等書記官の批判文と写真は週刊誌の類のもので、これまで一等書記官自身の行為については、私も触れていませんでした。そして、本件は大使館から出たものならば、石田町長も昨日貝塚議員の質問に答えておられたとおり、私は弁護士の同行の上、大使に直接真意を確認してもよいと尋ねました。必要あらば、もちろん、そのつもりでおります。

さて、学生交流プログラムは、一等書記官と町長のもともとの案です。学生交流が実現できる1年前に実行委員会名を持ち出して、本国政府に会長土屋武彌の偽造サインを署名、漢字体ですから一等書記官と判断し送信されたものと後日わかりました。私の筆跡でないことは一目瞭然です。また、文はスペイン語ですから私にはわかりません。その後、石田町長がこれを後援する趣旨の日本語による文書が作成されていました。

それから後、私は一等書記官から実行委員の依頼を受けました。その後、貝塚議員がこれに賛成する手紙を知らされたが、貝塚議員はこの件を全く知らされておらず、この手紙も偽造でした。こうして実行委員会はつくられていったのです。

2013年、人の名前で、あと一等書記官が仕掛けた学生交流プログラムは、先方の事情により実現できなかつたと聞きました。そして、その次に出た案は、石田町長が仕掛けたと思われる工科大学20名の御宿町への迎え入れ計画でした。

メキシコ使節団の最終日、これ向こうへ行ったときです。石田町長、そして中村前議長、团长、田邊現企画課長です。あと土屋氏と、そして工科大学から元学長がメキシコ文化省の——ちょっと名前が書いてありますが、局長を訪問しました。通訳は現のスズキワタル氏です。

真剣な意見交換と支援要請でしたが、メキシコ学生の対象は工科大学でした。私自身は、これから予算申請は計画変更があった場合、それを理解していただけるか局長に問うたところ、当然あり得ることだと理解された会議を終え、帰国しました。

年が明けた2月に日墨友好協会から、工科大学生対象の派遣支援はできない、学生20人は多過ぎる、人数を削減し、実行する、応募はメキシコ全土に広く募集する等々の条件が出された計画やり直しになりました。

その後メキシコから回答は出ず、額も幾らになったか提示されず、回答決定日は明かされず、当時の期待が悪い方向に向かう状況になり、5月のゴールデンウィーク後に大幅減額が決定され、それ以降は事業資金づくりのためチャリティコンサートのプロデュース等を6月14日に実行し、何とか学生を迎えられるめどがついたのは、成田に学生が到着する10日前でした。

2年前も前年度の環境が良化するどころか、さらに悪化しましたと。

2年目には御宿町から事業資金を出すという約束でした。したがって、1年目の赤字は個人

で背負いますと。これは石田町長に報告済みで、このようなことから2年目に御宿町から支給されることが内諾されていたのです。

これが予算計上の前日夕方になって、田邊課長が、予算が計上されなくなってしまったと心配げに報告に来られました。そのかわり、500万円は振興協会の助成金に申請すると言われました。その後、400万円しか出ないがよいかと言われました。

私は不足の100万円分は御宿町の補正予算から出すと内諾のもとに実行予算を集め、当然この500万円でも不足することが予想されたのに、100万円は実行委員会の一人として民間団体からのご支援をいただき、ほか御宿アミーゴ会会員やホストファミリーの事業参加協力により補填いたしました。

実際には振興協会から助成金は全く出ませんでした。6月後半に入り、役場から千葉銀行御宿支店から融資するから連帯保証人になれと言われました。それでないと事業資金は町から出せないと言われました。2日後に私は町長室に行き、はっきりと断りました。まず、御宿町国際交流委員会理事会に諮っていないこと、もし協会がだめなら実行委員会としての順番でしたが、貝塚議員は当初から反対、2015年は一等書記官が限定業務しかないと言ってきましたので関知せず、メキシコのスズキワタル氏委員は余りにも失礼な採決に一喝して反対しました。

私自身は、この段階で会長辞任の腹を固め、そのことを初めて貝塚議員に話しました。八方塞がりな御宿町の当初の協力も2年続けて得られず、非難は残念ながら私1人がこうむればよいと家族に話しました。

それから、石田町長が決心され、指針が動くことになったのは6月26日で、プログラム開催の2週間前に方向性を見出しました。差額の補正予算を組んでくださることになりました。ありがとうございましたと。3年間は大変苦しみましたと。

いまだ人件費は高いと御宿町事務方は言っているそうですが、高卒程度の人件費にしかありません。ボランティアじゃないと言っておりますが、無給で事故が起こり、それが死亡にでもつながれば、どれほど損害が発生するか考えたことはありますかと。

今世間ではブラック企業の問題が社会批判を浴びています。地方自治体の事件として取り上げられたらはかり知れない御宿町のダメージとなることを充分判断してくださいと。もともと無理難題の予算を予算額が正当であるかごとき考えは通用しません。

また今回、御宿町職員二、三名をこの事業に張りつけ、工大から1名を張りつけることを予定していると石田町長は土屋に伝えました。私は職員ができないと言っていることは確かめたのですかと質問しましたが、回答はなされませんでしたと。さらに張りつく御宿町職員の人件

費に相当する額は幾らですかの質問に100数十万円と言われました。これは期間中の人件費が含まれてのことだと思いますが、彼らの勤勉手当、福利厚生を考えると高額になりますと。

最大の問題はメキシコ大使館の意向だと石田町長は言われましたが、御宿町7,800人の町民を代表する町長がなぜ大使館に物が言えないのですかと詰問しましたが、町長は答えませんでしたと。

私は、学生プログラムができないと言ってやらなかった大使館の一等書記官と職員たちが、いまだできないと言っている。御宿町が行うことで裏に何かあるのか、議員の皆様の前で明らかにしていただきたいと思います。

この2年間、御宿町民99歳6カ月のご老人から小学生に至るまで国際交流のとうとさを知って、町民行事として根づくこの時期にどんな仕組みにしようとしているのか。私は町長の信念と、この学生交流プログラムは実行しようと町民の一人として携わってきました。

今でも石田町長の国際交流は支持しますが、途中から実質やらなくなった丸投げ方式に新しく不足する予算計上をするのは間違いですと。石田町長がやろうとした信念の変節を議会において明らかにしてください。その上で議会の決議は、当然町民の一人として受け入れますと。

土屋さんの名前がある。これは、昨日もらったものです。名前は一応省かせてもらいましたが、こういう文書が来ているというのと、さっき質問したことについてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） それでは、質問に答えさせていただきます。

28年度の151万円しかないという部分につきましては、内訳がホームステイ先や文化活動時の謝礼という部分で56万円が謝礼の中に入っております。

同じところの……。

（「当初予算の今、話になっていないじゃん」と呼ぶ者あり）

○産業観光課長（吉野信次君） すみません、じゃ、20万円のほうを……。

○1番（瀧口義雄君） 町長、250万円と言っておりますけれども、来年は、38ページ、日本メキシコ学生プログラム事業委託151万円しか書いていないんですけれども、250万円どこに入っているのか、ちょっとわからないんですけれども。

○議長（大地達夫君） 当初予算の審議は、次のときにやりますので。

○1番（瀧口義雄君） いや、そうだけれども、質問しているんだよ。言っているから。250万円でやっていけると……。

○議長（大地達夫君） 瀧口議員、国際交流協会からの20万円の借入は何かという質問、まだ答えていないんですが、それはいいんですか。

○1番（瀧口義雄君） だから、こっちを先聞きましたから。20万円は後で聞きましたから。
（発言する者多し）

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） それでは、先日産業建設委員会の中でお配りした書類が、決算書をお配りしたんですけれども、収入合計が520万1,033円というところで、先ほど私読み上げたのが540万1,033円ということで、実施の決算書につきましては、借り入れの20万円がここに入っておりませんで、その詳細を出しなさいというお話だったもので、その詳細を出した一番下のところに借入金20万円ということで、540万1,033円ということで、トータルの中での不足額を計算しておりますので、この表の中では96万9,421円というものが、事業の不足額が76万9,421円と国際交流協会への貸付額の返還として20万円。これにつきましては、国際交流協会会長のほうから貸し出しの許可を得て貸し出したものでございまして、国際交流協会の中から貸し出したものでございます。

以上です。

（「説明になっていないよ。何に使ったんだ」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） すみません。これが当初、6月につなぎの金額の250万円お借りしたんですけれども、その前にもう既に事業が進んでおりまして、その中での運転資金をどうしても必要だということでの借入れを実行委員会のほうから国際交流協会のほうにしたものでございまして、これにつきましては先に事業を進めるにあたりの金額ということでお貸しをしているところでございます。

○議長（大地達夫君） よろしいですか。

（「よくない。全然説明になっていない」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 説明の不足分をもう一度具体的にしてください。

○1番（瀧口義雄君） だって、そんな報告、あなた全然していない。20万円——10万円は国際交流協会から町のほうから補助行って、それは言いましたよね。それで、プラス20万円を借り入れたと。そんな話は、250万円貸し付けるときも1つも出ていない。何も出ていない。何に使ったんだ。あなたが盛んに言っていた、80万円の寄附があるじゃないかと盛んに言っていたじゃないですか。それは、今までの必要経費と今後の必要経費に使うと言っていたじゃない

ですか。あなたはそうだと、80万円あるからそんなのは出せないと言っていたじゃないですか。そうじゃないですか。この決算書のどこへ書いてある。何に使ったのか。どこにいつ返済したのか。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） それでは、今のご質問にお答えいたします。

当初前川報恩会と双日国際交流財団、こちらから既に80万円入っていたというところのお話だと思いますが、それにつきましては、事業として既に使われている金額です。その中で、まだ実際に運転資金が出ないということになっておりましたから、実行委員長のほうから運転をするために国際交流協会のほうから貸し出しを受けられないかということでの申し入れがありましたので、実行委員会のほうに国際交流協会から20万円が行って、この事業の運転資金ということで先に使われているというものをお返しいただく部分に今回入れて、入っているような状態です。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） はっきりしてください。決算書に載っていないじゃないですか。決算書に載っていない。そんな説明は、今日この場で初めてですよ。悪いんだけど。

これも町から出ている補助金だよ。町長も融資の期日を設定してあるんだよ。自分の裁量で貸し出しているんだよ。これは瀧口議員が言ったから、これ以上言わないけれども、要綱から何から全部変更できるんなら、自分のポケットマネーになっちゃいます。そうじゃないでしょう。

私の言っているのは、会計報告。宝くじに出した会計報告だって間違っているでしょう。あれは御宿町じゃないでしょう。訂正文出したのか。出していないでしょう。あれは御宿町が使ったやつじゃないとあなた言ったじゃないですか。事務方の間違えだ。間違えじゃないんだよ。承知で出しているんだよ、あなたたちは。

そういうのがいっぱいある。例に挙げればいいんですけども、今は時間がないから後にしますけれども。御宿町が使ったような形で書類出して、訂正文出したのかい、あなた。

○議長（大地達夫君） 瀧口議員、答弁の整理のため、暫時休憩します。

（午後 3時06分）

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き質疑を続けます。

（午後 3時30分）

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） 貴重なお時間、申しわけありませんでした。

私の決算の報告の中で、ちょっとわかりづらい説明をしてしまいましたので、もう一度説明させていただきます。

平成27年度の日本メキシコ学生交流プログラムの決算につきましては、収入が520万133円、支出が617万454円ということで不足額が96万9,421円ということでございますので、今回補正のほうをお願いしているところでございます。

○議長（大地達夫君） ほかに。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 瀧口議員さんから3点の質問をいただいていると思いますが、1つは貸付資金の関係です。6月に補正しました。そのときに、その以前だと思いましたが、吉野課長のところに見えたと。そのときにご本人は、貸し付けは町はできないんだというようなお話はさっき出ましたけれども、ちょうど一番、町で協議したときに、初めに土屋さんが役場に来られてまして、私ともいろんなことを打ち合わせしたわけですが、その前に先ほどもちょっとお話がありましたけれども、金融機関から借りたらどうかというお話もございましたけれども、こういう事業を遂行するにあたって金融機関からお金を借りるのはどうかという、いろんな皆さんのご意見もあった中で、では町でどうかという話になりまして。

初めに、経験上、やはり余りこういう町が貸し付けるというのはなかったものですから、担当課長もこれはちょっとできないんじゃないか。私も初め、できないのかなと思ったんですけども、でもおかしいな。私は、と同時にできるんじゃないかなということを思うところもあったんですが、その間が、時間的な流れが四、五日から1週間ぐらいあったと思うんです、できないからできるに変わる。

私は、ですから担当課長だけじゃなくて、ほかの職員の皆さんに、これできないかねということで、ちょっと研究してみてくださいということで四、五日ぐらいたったと思いますが、できると思いますという答えが返ってきましたので、6月議会に提案させていただいたということでございます。

そういった時間的な流れがあったということ、今ご報告をさせていただきたいと思います。

それともう一点は、先日からお話がございます、実行委員会方式をどうしてこういうふうに変えねばならなかったのかということにつきましては何度かお話をさせていただいております。

が、2月の中旬から末にかけて、私は一等書記官に会いました。

と申しますのも、その前の会議で実に非礼なこと、礼を欠くことがあったということで、果たしてその内容はどうかというところで確認する必要が当然あったわけでございまして、いろんなお話を聞きましたら、今申し上げましたように、実行委員会の中で世界に発信、フェイスブックを使ってああいふ写真等が長い間発信されていたと。それに非常に大使館のサイドは憤慨いたしましたして、もう非常に、もうこれ以上はできませんというようなお話をいただきました。

そういうことで、私は大使館のそういったお話を信じたわけでございますが、信じて3月2日に土屋様のお宅にお邪魔して、いろいろご説明をさせていただいたという経緯でございます。

もう一点は、私自身がこの事業に関して、国際交流事業に関して変節したんじゃないかということでござりますが、全く私はこの3回目の事業についてご提案させていただいていますとおり、国際交流事業は御宿にとって大事なことだということでご提案させて、だから事業を遂行することは私の考えでござります。そういうことで変節は全くいたしておりません

ただ、実行委員会形式でやるときに、そういうことで実行委員会に起因してこの事業ができなくなる。前にも申し上げましたけれども、やっぱり大使館の協力がなければ、これは進めませんので、そういうことで私は土屋実行委員長にも会長さんにもそういうお話をさせていただいた。全く事業の重要性とか事業を進めるということには、私も大きな気持ちを持っておりますので、そういうことでござります。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口です。

そういう形で3者でやっていくと。今まで協力した人はどうするかわからないけれども、大使館と工大と町でやっていくと。大使館は実行委員会形式ではだめだと。僕にしては思うんですけれども、珍しいことを言うものだと思うんですけれども、それが、僕らは確かめようがありませんので、総括しているのは大使ですから、その意向を代弁している一等書記官云々という形まで僕らは言及することできませんので、町長の言ったことが事実だという認識しかありませんので、それは事実として受けとめて。

それでは、今までの実行委員会、あるいは委員関係者、これは全て後ろへ下がるという形の中で、総務課長が言っていた民間でできるもの、また協力できるもの、そういう方針と違ってきちょうということは事実であるし、そこまでいくと、今度は包括協定そのものが議案になってくるのではないかなと。

そこまでの、町とそういう感じで、協力体制で、当時の総務課長は予算はかからないと。全

て千葉工大の関係のものだけだというので、予算関係は全く触れないから議決すべき案件ではないという形で、包括協定は町長、説明を受けましたけれども、町長がサインして議決案件ではないと。

議決案件ではないということは、予算関係、ON19サミットですか、あれも予算かからないという認識を持っていますけれども、田邊課長のほうでは何か予算使っているような話も聞いていますけれども、それは包括協定の考えからいくと、ちょっと話はずれますけれども、ちょっとおかしいのではないかなということは指摘して、これは一般会計の予算で言いますけれども。

そういう中で、趣旨は、これ以後続けていくという中で、こういう状態が起これば、町民とか関係者は、もう協力しがたくなっていくのではないかなと。土屋さん1人が悪者になっていって、はっきり言って悪者になっていますよね、そういう非礼なことをしたというんですから。それが文化の違いという中であるんでしょうけれども、それを公然と議場で言っちゃっていますから。

なかなか言いがたいものがあるのではないかな。人の人格まで、また大使館という公的なものまで出してきちゃって、こういうオープンの中で言っちゃったということ自体が、私はこの御宿町議会も問題があるのではないかなと。自分自身を含めてです。大変この問題に関しては、こういう場所で、もう全部議事録に残りますからね、オープンでネットに載りますからね。果たして、それでいいものかという疑念は今でも持っていますし、今後とも持ち続けていきますけれども。もっと違う方法があったのではないかなということを1つ議長にご提案しておきます。

では、次に移ります。

23ページ、土木費、公共下水道。これで汚水適正化計画ということで減額補正が出ていますけれども、これが来年度、公共下水道のあれが廃目になっていますよね。ということは、この事業をどうするんですかというのが1点。

この事業は、計画の見直しができた時点でロングランなので、10年という概成がある中で、これが廃目になっているんです、28年に。その辺の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（大地達夫君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） それでは、今回の補正予算の23ページ、公共下水道費のところ、汚水処理適正化構想見直し業務委託ということで50万8,000円の減額をさせていただきました。

今議員ご指摘のとおり、来年度についてはこの公共下水道費、廃除科目にさせていただいておりますが、来年度の科目が廃除科目だからといって、これの関係について取り組まないということではなくて、たまたまこれまでの予算の科目の整理として、公共下水道、いわゆる汚水処理の適正化とかを見直すための公共下水道を含めた内容について予算を計上するときに、こちらの公共下水道費の費目に予算を計上させていただいております。

昨日の一般質問のほうでもお答えをさせていただいておりますが、現在、汚水処理適正化構想の見直しの業務を、今年度予算をご承認いただいて実施をしております。作業の工程といたしましては、基本的な案は3月中にまとまるんですが、その案をもって決定ということではございませんので、1度議会の委員会を中心に、1度素案について協議をさせていただいた後、パブリックコメントを経て、最終的に計画として正式なものとなるために、6月議会の議案として提案をして議会のほうにご承認をいただきたいというふうに考えております。

その関係で、今回のこの補正予算につきましては、平成27年度予算の枠組みとして公共下水道費を28年度に繰り越しをさせていただくと。28年度の当初予算ベースのお金としては、28年度予算では計上しておりませんが、27年度予算の枠組みで繰り越しをさせていただいております。

今後の取り組みといたしましては、主として合併浄化槽の設置の普及が中心になってくると思いますので、予算の科目といたしましては少しわかりづらいんですが、衛生費のほう——土木費ではなくて4款の衛生費のほうに合併浄化槽の設置ということで計上させていただいております。

予算費目が衛生費になっておりますのは、今現在は、あくまでも合併浄化槽を設置する段階においては、それぞれの生活排水の改善ということで設置者に事業実施をお願いをして、町といたしましては設置費に対する補助を出していくということで、あくまでも環境衛生対策費としての考え方ですので、費目としては衛生費に計上させていただいております。

今後、施策として、もし仮に財源がついて、今後市町村設置型のようなものをやる場合には、こちらの土木費のほうにまた費目が移り変わってくるのではないかとというふうに考えております。

以上です。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口です。

合併浄化槽は、今後とも継続していくという形で了解していますけれども、構想の中で合併

浄化槽が進んでいくのか、今までどおりの環境衛生のほうでやっていくのかと。まあ、同じなんでしょうけれども、構想の中に入ってくると、また補助金の対象も違ってくるんじゃないかなと思ってはいますが、それは新年度予算のほうで聞きたいと思っています。

もう一点ですけれども、今年参議院議員、あと知事選ですか、あと町長選がある中で、17ページで選挙人名簿システム改修委託という中で、参議院選挙以降18歳から投票できるという形がありますけれども、6月の定例だと、もう参議院の多分告示になっているか——まあ、いつやるかわからない。その近くになっていると思うんですけれども。

18歳から19歳、あと二十です。では、この3月時点で学生特例というものが今度ありますよね、住所特例みたいな形が。4月にならないとわからないと思うんですけれども、概略、この名簿がありますけれども、まずこの改修をどういうものにするのかということと、18、19、二十と、4月以降、何名ぐらいいらっしゃるのかなと。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 選挙の名簿に関するシステム改修委託についてでございますが、12月の補正予算につきまして、その時点で決定をしておりましたのが選挙権が18歳以上になりますということでの改修をお願いをしたものでございます。

今回につきましては、その後2月に入りまして、今お話ございましたけれども、御宿町から転出された方が、御宿町に3カ月以上いた方で転出をされた方については選挙権を認めるという法律の改正がされたところでございます。

具体的には3カ月以上住んでいるところで登録を一旦されますと、その後に移った場合にはそれが引き継がれていって転出先で住所が登録される、3カ月間の選挙人名簿が作成されるまでの間は御宿町に選挙権がある形にはなりますけれども、それ以前の段階で、まだ選挙権の要件を満たさず、要は今回の場合は18歳になる以前に転出をされてしまった方につきましては、転出先で3カ月を超えないと国の選挙でありながら選挙ができないと。この空白の部分を今回の公職選挙法の改正の中で埋めるというようなことでございます。

来年の夏の選挙、6月19日以降の国の選挙について、この部分が適用されるという法律改正がされておるわけですが、想定されるのは7月の参議院選挙が一番最初であるということでございます。

この時点で、あくまでも今現在の17歳、18歳、19歳の中で、誕生日等もまだちょっと正確に調べてございませんが、おおむね100名ぐらいの方が新たな有権者となるんじゃないかということ想定をしております。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

まず7ページであります。地方債補正ということで、（仮称）おんじゅく認定こども園建設事業ということで限度額の変更がなされております。そこでお聞かせ願いたいのは、一般質問の中で認定こども園の運営に関して質疑がございました。いわゆる厚労省の部分と——文科省の部分ですよね。その中で、子どもたちの中に不公平が生まれるのではないかというご指摘であったろうと思います。大変重大な、物すごい重要な内容だろうというふうに聞いておりました。

まだ開設までは約1年程度あるかと思っておりますので、その辺きちんと精査されていくことが必要じゃないかなというふうに思うんです。と申しますのも、こちらのたしか建設委員会、答申も出されたというふうに認識をしておりますし、その中で、たしか総合計画として位置づけもされていると。核となる施設ということで位置づけされてあるように記憶しております。

一方で、昨日もニュースで、いわゆる保育所に入れなかったお母さん方が国会要請行動をされておりました。その中で、保育所の保育士も妊娠、子育て等で保育所から、極端に言う仕事をやめられるという事態も……それはよそです。あったということで、これは何のための保育行政なのかということがニュースの中でも語られておりました。

それで、せっかく保育所と、いわゆる認定こども園ということで文科省ということでございますので、いわゆる御宿町も、例えば働く賃金ですけれども、1表、2表という形にもあったと思うんですけれども、世界どこを見ている、やはり同一賃金同一労働も含めまして、なおかつ、これからの御宿町の子供たちを育てていく、その仕事をやっているわけでありますから、まさにこれは教育の分野、同等の賃金が私は必要だろうということも含めまして、1年間、ぜひとも精査していただきたいというふうに思うわけでありますけれども、どちらでも結構です。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） まず、1号認定と言われております幼稚園部分のお子さん、2号認定と言われております保育所部分のお子さんの下校時間の違いの件につきましては、昨日も瀧口議員さんから質問をいただきまして、昨日のうちに担当者には同じにできないか内閣府に問い合わせるように指示をしております。まだその件については回答は来ておりませんが、あと1年——まあ、1年といいますが1年後には始まってしまいますので、早い時期に結論を出したいと考えております。

あと保育士の件なんですけれども、27年度育休が1人おりました。28年度も今のところ産休・育休に入る保育士が1名いる予定でございます。認定こども園になりましても、話は変わってくる。産休・育休明けはもちろん、公務員でございますし、普通に補助の職員を充てて対応しております。

給与につきましては、認定こども園になりましても、保育士、幼稚園教諭ですか、どちらも今のところ保育士が基本なんですけれども、幼稚園教諭を持っているから違う給与にするとか、そういったことは全くありませんで、統一賃金で考えております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

やはり今、最重要課題だろうというふうに町長も言っていると思いますので、是非のところは前向きに検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に移ります。

13ページであります。県支出金ということで、まず衛生費補助金、地域グリーンニューデール基金事業補助金、住宅用省エネルギー設備導入促進事業補助金ということで、おのおの減額措置になっているわけでありますが、中には、また事業で減額補正も出ているんだらう、支出のほうであるんだらうなというふうに思いますが、あわせて2月19日ですか、バイオエネルギー利活用研修会ということもたしか開催されたということで、昨日、詳細な資料もいただきました。この内容も、町長、サツマイモという発案の中で非常に広がりのある、夢のある事業——今後です。それが私は期待できるというふうに思っているわけであります。

今日この場で細かいところまではいかないというふうに思いますけれども、本来であれば、ちょうど芋の、僕たち苗床と言うんですけれども、それをやるのはちょうど今日あたりなんです、10日ぐらい。5月ぐらいにこのくらい伸びますから、苗を切って植えるということなので、本当は議会のほうが終われば、農家の方等含めてそんな話もできるのかなというようなことも思っていたのですけれども、どうも今回の議会はそういう状況じゃないということでございますので、議会のほうで頑張りたいというふうに思っておりますが、担当のほうでも結構でございますけれども、今後、一応内容について整理したものもいただいておりますけれども、どのように考えておられるのか、あわせてご答弁いただければと思います。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 先日の公民館で開催されましたバイオマスの研究会の講演会につきましては、素晴らしい講演会でよかったなど。私も出席させていただきましたが、途中から役場

で会議がありましたので退席させていただきましたが、およそのことは大体伺いました。その後、課長からも伺いましたけれども、非常に、それと石井議員さんのほうで中山間地域総合整備事業の委員の皆様が多くいらっしゃっていて、すごく感激していたようだというご報告もいただきましたので、やはり、例えば同じ面積で8倍の生産量を、サツマイモをつくることができると、素晴らしいことだと思います。

今まさにこれから営農計画に入ると——現在しているわけですがけれども、その一つにサツマイモ栽培どうでしょうかという、これから实际的に協議して、私も前向きにぜひ営農計画、営農委員の皆様方にもご検討いただきたいなど。これから、そういう段取りで進めていきたいと思えます。

○議長（大地達夫君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） それでは、私のほうから、まず1点、エネルギーの関係の予算の補正の関係の具体的内容と、あとは今後の取り組みの方向性ということでお答えをさせていただきます。

今回、住宅用省エネルギー設備導入促進事業補助金ということで31万円の減額をさせていただいております。これにつきましては、太陽光ソーラーパネルの設置であるとか蓄電池システム、それから電気自動車の充電システム等、いわゆるエネルギー関係の取り組みに対して補助を行うものであり、どうしても1月末の段階で受け付けを締め切らないと年度内に事業が終わらないということで、事業については実績値の確定をしております。

ちなみに、27年度の実績で申し上げますと、太陽光発電については11件の申請がございました。また、蓄電システムについては6件、エネルギー管理システム、HEMSの関係で4件、電気自動車の充電設備で2件ということで、歳出ベースにいたしますと151万円の執行をしております。当初予算におきましては210万円の予算を計上させていただいておりますので、歳出予算についても、あわせて不用額について減額をさせていただいているところです。

ただいま石井議員さんからもご提案、ご助言いただきましたように、今回バイオマスエネルギーの関係の研修会を開催させていただきました。開催につきましては多くの方々にご参加をいただきまして、実績につきましては70名を超えるの方々にご参加をいただいたところです。

まずは、ただいま町長も申し上げますとおり、サツマイモの関係のエネルギーの関係について、近畿大学の鈴木先生のほうからご講演をいただいたとともに、身近にできる、いわゆる堆肥のつくり方ということで大多喜町のほうからも協力をいただきまして、いわゆる夷隅郡市内で協力し合って取り組める、いわゆるごみの減量化や堆肥化、バイオマスへの関心というこ

とで、手づくりコンポストの実演会ということを開催させていただきました。非常に皆さん興味深く受講されていたというふうに私も認識をしております。

今後の取り組みでございますが、総合計画のほうの中にも再生可能エネルギーを活用した町づくりの検討ということで、予算の額は示されておりませんが、方向性としては示させていただいているところです。

今後におきましても、こういった研修会等を継続的に進める中で、少しずつ皆様方の関心が高まっていけるような啓発活動に計画的に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

先生も幕張ぐらいまではよく来られているんですけれども、それから先は初めてだというようなお話をされておりました。それから、帰りがけに駅までお見送りをしたんですが、大変すてきな町だということで、ぜひ今度は1泊で来たいということもお話をされておりました。

それから、町民の皆さんに対して、非常に熱心な町ですねと行って、こんなにたくさんの方がお集まりでということで、そのこともおっしゃっていました。

それから、今報告もありましたけれども、今回、大多喜の住民と一緒にこういう1つの事業をやるということで、議会では交流をしているわけでありましてけれども、なかなかこういう町民同士が、いわゆる片仮名語で言うと、今はやりだとコラボレーションと言うんでしょうか、こういうことは大変珍しいことだと思うんですけれども、そういう面でも大多喜の方は、こんなにたくさんの方が熱心に聞いてくださってということでお礼を言っていたということを申し伝わってきておりますので、こうしたこと一つ一つ積み重ねが非常に大事だろうと思っておりますので、ぜひ今後とも大事に育てていただいて、地球温暖化、そして新しいエネルギー、一般質問で若干触れさせていただきましたけれども、目指して、一つ一つ実をとっていただきたいということを申し上げて、次に移りたいと思います。

次でありますけれども、同ページ、農林水産業県補助金ということでありますが、環境保全型農業直接支援対策交付金49万4,000円の減額措置となつてございます。これ名前が交付金ということでございますので、国庫事業だろうというふうに思うわけであります。これは、そういう面でも非常に大事な事業だというふうに思いますけれども、これについては町長は、この事業についてはどのように感じていらっしゃるのでしょうか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君）　これが未執行ということで、先ほど減額のお話がありましたけれども、これは、私がもし、ちょっと勘違いといたしますか、認識が違うかもわかりませんが、これは環境保全ということで草刈りとか、そういう関係の事業かなと考えておりますけれども。

○議長（大地達夫君）　石井芳清君。

○10番（石井芳清君）　10番、石井です。

　国からいただいたお金なんですね、交付金ですから。そうですね、課長。ということですので、大事なお金だということの認識はございますかということだけで結構なんです。事業内容は、別に結構でございますので。

○議長（大地達夫君）　石田町長。

○町長（石田義廣君）　ご指摘いただきましたけれども、環境面の重要な事業ということで、大切な事業費だと思います。

○議長（大地達夫君）　10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君）　了解いたしました。それでは、この事業について説明を受けたいと思います。それから、また、なぜこれが執行できなかった、実施できなかったのかということも含めて説明を求めたいと思います。

○議長（大地達夫君）　吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君）　それでは、環境保全型農業直接支援対策交付金につきましてご説明いたします。

　本事業につきましては、平成26年度まで環境保全型農業直接支援対策事業として交付金が交付されており、事業予定者も平成23年度から対象飼料作物である飼料用トウモロコシ、ソルゴー、スーダングラスという作物を19ヘクタール作付し、交付金が交付されておりました。平成27年度につきましても、予算計上の際に意向を聞いておったものでございます。

　本年4月1日より、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律が施行され、昨年度まで別々に事業を行っておりました環境保全型農業直接支払交付金、多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払の3事業が一本化されております。

　本年5月に県の事業説明会により事業内容が示されたものでございます。基本的には、営農組合等の団体に対しての交付金事業でございまして、今回事業の予定者が交付対象面積が大規模でやっているということもございまして、個人的にも交付ができるという条件に当てはまっておりましたので、今回この予算が計上されておったわけですが、事業予定者につきましては、この事業の対象作物がこの法律の一本化により飼料用トウモロコシのみということになった次

第でございます、事業予定者は全体で22ヘクタールを行っておりまして、そのうちトウモロコシが12ヘクタール、基準であります16ヘクタール以上というものからは基準に合致しませんでしたので、一旦その説明会後、事業予定者に対して町が直接説明に出向いて、一旦事業についてご説明をいたしましたところ、見合わせる旨の回答をいただいたものでございます。

その後、6月中旬に県が地域として、特認作物として、当初対象作物でなかったソルゴーについても緩和措置として交付対象作物ということになったということを受けまして、事業予定者に対し、緩和措置も含め、事業申請につきましても、県農業事務所と町で直接伺って数度にわたり説明をし、事業実施を進めたところでございます。

事業予定者の意向が変わらなかったために、今回、歳入歳出の減額をお願いするものでございまして、今後事業者への説明が足りなく、貴重な財源が未執行になりましたことにつきましては、今後事業の目的、効果を丁寧に説明しながら事業を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

これが平成27年度環境保全型農業直接支払交付金の概要ということで、ホームページのほうから抜き出しております。結構時間ですので、余り詳しく申しません。今、課長からも今後についての対応についても説明がございましたが、いわゆる飼料用作物、これも品種がございます。いわゆる、わせ、なかくて、おくてと。それから、この飼料用作物についても、例えば旧夷隅町なんですけれども、そこで飼料用作物をつくっております。

いわゆる二期作と言うんです。まあ、二期作と言うのか、二毛作と言うのか、ちょっと品種そのものまで見ていないんですけれども、夏に刈って、今度はロールにして、また1月ちょっと末ごろだったと思いますけれども、6月は長くあったんですけれども、1月は五、六十センチだったんですけれども、十分に収穫をしておりました。

そういうことも含めまして、もともとこういうものを活用すると。もともとここに、この条件あるわけなんですけれども、その当該農家というのは十分に条件に該当するところなんです。ただ、作物の品種だけの問題であろうと思います。

それから、残りというのは4ヘクタールですか、たしか。ですよ。あとその基準、わずかにありませんか、そういう意味では。そういうところは、もともとの事業説明、幾ら途中で変わったって、まだ5月だったわけじゃないですか。

8月、9月、10月——10月はちょっと遅いですかね。9月ぐらいでも充分、播種——種まき

と言うんですけれども、それができるといふふうに理解をしておりますので。

今後のこうした事業、それをやはり採択いただくということもあるといふふうに思いますので、そういう面では、これ以外に農業も含めてなんですけれども、やはり担当者が今の農業——まあ、漁業もそうなんですけれども、自身が熟知をされて、やはり丁寧な相談に乗ると。そんなに御宿は農家多くないので、時間というか、動くということはないと思いますので、ぜひそういう対応をとっていただきたいといふふうに思います。これはこれで一応終わります。

次に移ります。

同ページで、水産業費補助金ということで、産地水産業強化支援事業ということで、これも500万円超えた減額となっております。

説明によっては、本年度の魚礁事業が確定したというようなご説明をいただきました。私もなかなか詳細を知るわけではないんですが、これは何年かの事業だったといふふうに思います。その中で、では、この部分が来年度積み増しになるのかならないのかと、わからないから聞いているわけなんですけれども。それから、もし、そうでないとすると、水産業強化支援事業というのは、私はかなり広範にわたる事業を、この補助金というのは使用することができるといふふうに一般的に考えられるわけです。

そうしますと、昨日の一般質問の中で新規就業者、漁業者が3名から2名になったというお話いただきました。現実的に今年はカツオもイカも不漁で、そうしますと実入りが無いといふか、実収入がないと、船で出ませんから。そういうことも含めまして、なかなか生活苦、もともと困難があるんじゃないかという、議会のときも当然指摘があったといふふうに思うんですけれども、そうしたことも漁業、新規就業者、また組合とも連携を取りながら、こうしたものに生かすことが可能だったならば……、全く素人で申しわけないんですけれども、そうしたこともちょっと懸念をされるわけであります。

新しく迎えた漁業者をどうやって育てていくのかと。それから、せっかくいただいた、こういう資金、補助金をどう生かしていくのかということも含めまして説明を受けたいと思います。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） それでは、ただいまの産地水産業強化支援事業につきましてご説明いたします。

この事業につきましては、平成26年度から28年度まで、御宿町魚礁協議会が実施主体となりまして3カ年の計画を平成26年度に申請いたしまして、許可がおりているものでございます。

ソフト事業といたしまして、26年度150万円、27年度150万円、28年度200万円の計500万円が

ソフト事業として認められておるところでございます。

事業主体が町ということで、ハード事業につきましても平成27年度、本年度予算が3,500万円ということで支援事業の交付決定がおりているところでございます。これにつきましては、ハード事業でございますので、今回、魚礁の投入を9カ所400個で3,600個を投入したところでございます。

この投入にあたりまして、当初、台船という船があるんですけども、これは土砂を運搬したりいろいろする台船で、まとめて魚礁を海に行って、ぽっと落とすだけの当初予定でいたところでございます。その中で発注業者のほうから、クレーン台船でおろしても同じ金額でできますよというような申し入れがあったもので、今度クレーン台船ということで、魚礁をまとめてクレーンで下におろすという作業を行いました。

当初、落とすときにぽっと広がるので、それをまた人が入って並びかえるという作業を当初考えていたものが、今回クレーンで入れた形でおろせましたので広がらなかったということでの敷きならしが必要なくなったというところでございます。

これにつきましては、やはり海の中の出来事ですので、クレーンでおろしても少しは重なってしまったりいろいろあるんですが、1月21日の魚礁協議会で漁業者がそれを管理しようという形で決定しましたので、今回敷きならしをしようとしていたお金が不要となったということで、今回減額の補正をお願いしたところでございます。

以上です。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

了解しましたと申しますか。この魚礁設置事業ですけれども、一部アクアリング等、町外の方々に依頼をしているという話も若干伺ってございます。

今回については、そういう面で一個一個、本当に丁寧に要るべき場所にちゃんとおさめていただいたということで、これは将来に非常に期待が持てるというふうに思いますし、そうしたことも含めて、現実に漁師の皆さん、毎日海に出たりいろいろ作業しておりますので、今後、管理型漁業、そういうものに向かってどう組み立てをしていくのかと。当然そういう人を育てていかなきゃというふうに思いますので、その観点でどうしていくのかということを考えながら組み立てをしていっていただきたいというふうに思うわけであります。

もう一つ、ここのページでお聞きしますが、たしか山川先生にずっとご指導いただいているというふうに思うんです。どうもその辺の事業費と申しましょか、人件費と申しましょか、

お気持ちがあつて来ていただいているのかなと思うんですけれども、私は組合ですとか漁業者とか関係者に相当ご負担をいただいているんじゃないかというふうに拝察するわけです。

これで本当に町長、例の地域創生にも一言入れていただいておりますけれども、御宿のアラビ、それでよろしいのでしょうか。これは人を育てていくと、まさにそういう先生方が本当に心血注いで、それ以上ちょっと言いませんけれども、ありがたいことじゃないのでしょうか。こういう方々、ずっと本当に御宿の宝じゃないですか。人としても宝。御宿の宝をまさに再構築していただいているということだと思ふんです。

それだったら一定の研究費、事業費——事業費と申しましょうか、事業を組んで研究室に依頼をするということも可能だろうと思ふんです。当然そこには人件費入ってくるわけでありませう。これは、今漁業の話ですけれども、ミヤコタナゴだってそうじゃありませんか、望月先生。手弁当でしょう、今回計画つくっているのも。

それが協働の町というのは、私はちょっと違ふと思ふんです。みんな日本トップクラスの方々じゃありませんか。もう少しきちんと対応をとられたらいかがですか。町のこれからを支えていく方々じゃないんですか。その基盤をつくっていただいている方じゃありませんか。いつも町長、大変重要な事業だと何度も何度もこの議会で発言されています。その言葉の中身がないじゃありませんか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 山川先生には大変お世話になっておると思っております。最近になつても2度、3度と魚礁協議会に出席されまして、いろいろと会議を行っておりますが、魚礁協議会が主催でこういった事業を行っておりますけれども、現在、組合自体の対応が先生に対してどのような内容ということが、ちょっと私、現在まだ把握しておりませんが、今の石井議員さんのご指摘は確かにそのとおりのかなと。

本当にこれからがいろんな面でさらにお世話になると思ふしますので、いろいろと検討をさせていただきたいと思ふます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

先の話になりますので申し上げませんが、一言言わせていただければ、どうもそうした予算というのは新年度、計上されていないように思ふます。まだ間に合いますので、ぜひ町で支える分、あるわけじゃありませんか。ぜひ検討していただきたいと思ふます。

次に移ります。

同ページ、畜産業費補助金ということで、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業補助金ということで1億956万7,000円ということでございます。これは委員会のほうでも説明をいただいた内容だと思いますが、支出のほうにも出ているというふうに思いますが、これについてこの事業の目的、また効果について説明をいただきたいと思っております。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） それでは、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業につきましてご説明いたします。

国の本事業の趣旨といたしましては、地域産業の核として必要不可欠な存在である畜産の生産基盤を確保するとともに、国際競争力の強化のため、地域の関係者が連携して作成する地域全体の収益力を向上させる計画、目標の達成のための取り組みについて中心的な役割を担う畜産経営体等の施設等を整備する取り組みを国が支援することにより、地域の畜産の収益力向上を図り、畜産業の安定的発展を資するものでございます。

T P Pの関係で平成27年度、国の補正予算といたしまして610億円が補正されており、この額が28年度に繰り越しをされているものでございます。

畜産クラスター協議会についてでございますが、畜産生産基盤や畜産環境施設等の設備を行い、地域ぐるみで畜産経営の収益力の向上を実現するため、御宿町畜産協議会を平成27年11月2日に設立いたしました。

構成員といたしましては、中心的な経営体として有限会社大地牧場、その他の構成員といたしまして町内酪農家2名、千葉県みるく農業協同組合、タカナシ乳業株式会社、夷隅農業事務所、御宿町でございます。

畜産クラスター計画で中心的な経営体の大地牧場が目標達成のための取り組みといたしましては、今回、育成牛舎、搾乳牛舎の増設により飼養頭数を133頭増頭し、飼養管理技術の向上により1頭当たりの生乳生産量を増加させ、地域全体の出荷乳量を拡大するものが第1点の目標でございます。

2点目といたしましては、酪農従事者の若手2人を担い手として育成し、新規に3名の新規雇用者を雇用し、臨時的雇用者として3名を増員するものでございます。

3点目として、生乳の搾乳ロボットを2機導入した従業員の年間労働時間を8%削減し、臨時的雇用者の増員により飼料作物生産作業の負担を軽減するものでございます。

4点目といたしまして、自給飼料生産面積を8ヘクタール拡大し、自給飼料を199トン増産するものでございます。

5つ目といたしましては、耕作放棄地、休耕地を飼料畑として10ヘクタール以上再生するものでございます。

6番目といたしまして、耕作放棄地、休耕地を再生し、野生鳥獣被害を軽減する取り組みをするものでございます。

次に、町内酪農家、中心的な経営体である大地牧場と連携いたしまして、大型機械の借用により休耕飼料畑を再生、再開し、自給飼料を増産し、震災以降中止していた放牧を再開し、野生鳥獣被害を軽減する取り組みを行うものでございます。

千葉県みるく農業協同組合につきましては、生乳の流通や飼料管理技術の支援、品質管理方法の助言、各種情報提供が役割となっております。タカナシ乳業につきましては、牛乳、乳製品の流通や販売、乳製品加工技術支援が役割となっております。夷隅農業事務所は、飼料管理技術の指導や経営管理の助言、後継者の育成支援、新規雇用者の育成支援、搾乳ロボット、飼養管理技術向上支援、搾乳ロボットの県全体への普及促進、広報、自給飼料の生産技術の向上支援、農地中間管理機構と連携し、耕作放棄地の解消支援、野生鳥獣被害対策支援を役割としております。

町といたしましては、農業委員会と連携し、耕作放棄地等の解消支援、野生鳥獣被害対策支援を役割としており、構成員それぞれの役割分担が行動計画となっております。

国に中心的な経営体が申請をしております事業としましては、総事業費2億5,563万5,698円でございます。事業内容といたしましては、育成牛60頭分の育成牛牛舎1棟711平米、成牛120頭分搾乳牛舎1棟1,875平米、生乳冷却装置、牛舎空調、牛の移動用ベルトコンベヤー、搾乳ロボット2機を導入し実施計画費も計上してございます。

現在の状況といたしましては、牛舎が従来の2倍の過密となっており、牛のストレスによる収益性が低下していることや、後継酪農家2名の事業意欲があるというところで、従業員につきましても牛乳を活用した6次産業研修派遣を行っており、また新規雇用者の促進が図られるものでございます。

県内でも先進的な牛乳の搾乳ロボットの導入による労働時間の短縮など、新しい取り組みによる新時代の酪農経営が図られるものでございます。また、地域の酪農家が飼料作物の生産管理を連携して行い、自給飼料作物の増産に取り組むことにより、遊休農地の解消にもつながる相乗効果が望めるものでございます。

国庫補助額といたしまして1億956万7,000円ということで、この金額が歳入歳出の補正ということをお願いしております。28年度に繰り越しをかけての事業を実施するものでござい

す。

また、町内の将来像といたしましては、現在立ち上げられた御宿町畜産振興協議会には、現在、酪農家を主眼に置いた構成員となっており、現在のところ、地域への貢献は耕作放棄地の解消や野生鳥獣被害防止対策が想定されております。中心的な経営体である大地牧場では、地域全体への貢献を計画しております。

町といたしましても、地域では中山間地域総合整備事業が行われており、多くの農用地が整備されており、農業者の高齢化による離農など顕著になってきております。

畜産クラスター事業を通して、地域の農業者との連携による飼料米や飼料小麦、トウモロコシなどの生産を地域で行い、地元で生産された有機飼料を活用、発生したふん尿の堆肥の地元活用など、オーガニック酪農への地域の貢献、牛乳を利用した乳製品開発による6次産業で地域の物産品が開発され、新たな観光資源や物産品、食材として活用が図られること、新規雇用の創出など、この取り組みが地域の起爆剤となるよう、徐々にではありますが確実に現実へと近づけるため、今後構成員だけでなく、さまざまな業種の関係者と協議をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

丁寧な説明ありがとうございました。

ただ、今課長ご説明いただきましたけれども、これまでにないさまざまな業種の方が一堂に集まると、連絡協議会ですね。それで、国の農水省のホームページを見ましても、世界に負けない高品質な乳製品、これを何としてもつくり上げていくんだということが1つの眼目だというふうになっておるかと思います。

大地牧場は日本で最初の有機畜産農家ということでもありますし、このタカナシ乳業も非常に高品質のミルクを提供していると、さまざまな乳製品を提供しているということでございます。

それから、今課長も答弁いただきましたけれども、町内のさまざまな課題、これで一つ一つ解決していくと、できると、その1つの方向性が見出せるということで、大変私は期待をしているわけでありまして。

ただ、ここでそれぞれの分野、農業事務所も含めて専門家集団でございますので、例えば商工業を含めた、例えば御宿町の課題そのものについてはなかなか精通されていないのが実態で

あろうと思います。

そこで私は、非常に大事、この会議を引っ張って行って、成果を出していくのは町役場の担当だと思うんです。農家とか酪農家の中でも若干さまざまなポジショニングがありますので、農家の方が直接全体を引っ張っていくと申しませうか、そういうことはちょっと私は難しいというふうに思っておりますので、そういう面では、これだけの国からいただいたお金で、先ほども町長、答弁いただきましたけれども、大変な国の税金いただくわけでございます。今長々にご説明いただきましたけれども、そういう課題を背負って出発するわけでありますので、気を引き締めてかかっていたいただきたいというふうに思います。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） この事業は、農業振興の中でも酪農の振興が中心となりますけれども、今ご説明申し上げましたように、非常に中山間地域総合整備事業も進んでおりますけれども、非常に農業関係、連携を密にして、また農業だけじゃなくて地域振興に大きく役割を果たしてくるのではないかと考えております。

そういう意味で非常に期待といたしますか、やらなければならないという事業でございますので、しっかりと進めさせていただきたいと思っております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 了解いたしました。10番、石井です。

次に移ります。

16ページであります。企画費の委託料、IRUスポット保守委託、それから、これは増額となっております。これは光ファイバー関係だろうというふうに思いますが、現在の契約数ですか、到達状況。

それから、これはもう既にたしか、この事業そのものは黒字になっているんだろうなというふうに考えておりますけれども、その状況です。

それから、電子会議システム整備委託ということで、これは見送りというふうなお話でございますが284万5,000円。これは、この間議会のほうでも、いわゆるこうした紙の資料も含めまして、ふだんの資料については電子データ、こうしたものの利活用はできないかということで、この間も研究、調査をしてきたわけでありましてけれども、そもそもの執行部のほうがなかなか対応できないということで、そのまま全く進んでいないというのが実態だろうというふうに思いますが、それも含めまして、この2点について伺いたいと思っております。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） まず、IRUスポット保守委託でございます。これはおっしゃるとおり、光ファイバーの関係でございますが、今年の1月末現在で1,126件の加入があります。

こちらの収入のほうでございますが、一昨年は一昨年末で1,065件、そのときの収入が418万9,665円でございますが、まだ今年のほうは精査しておりませんが、去年以上に加入者がおりますので、それ以上に入ってくる見込みでございます。

それと電子会議システムでございますが、こちら大会議室のほうでiPadなどを使ってペーパーレス会議ができるようなシステムを考えていまして、ご承知のとおりON19サミットと一緒に国庫金のほうを申請したところがそちら外れましたので、ちょっと金額も多額だということ今回見送らせていただいております。

また何か——おっしゃるとおり、この辺はどんどん進めていかなければいけない事業だと認識しておりますので、何か機会があるごとに役場の会議室は電子会議ができるような体制を構築してまいりたいと思っております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 了解いたしました。10番、石井です。

同ページ、午後からずっと議論になってございますが企画費、負担金補助及び交付金ということで97万円、国際交流事業ということでございます。

この事業、私、昨年の6月議会、今年の事業について、今日、6月議会の会議録を持ってきてございます。6月議会の多分一番最後の部分だったろうなと思っておりますけれども。

ここで町長——私がいろいろ指摘をさせていただいて、もう一度簡単に一文だけ申し上げますと、私は政治家と、要するに1つは財源です。財源を見ても非常に脆弱、恒久事業として私は成り立たないと思っているというようなご指摘をさせていただいたところがございます。

その中で、私は、町長は政治家でございますので、もっとやるべきことがあるのではないかとこのお話をさせていただきました。予算書が出てございましたので、この予算書を見まして、私は助成金申請が不採用だったと。先ほども報告がございましたけれども。御宿町の拠出なしで助成金もだめ、ほかの助成金もだめということで各財団、育英資金等、先ほど報告いただいたとおりであります。

私、そのときに言ったのは、民間企業、篤志家——大きな企業の会長さんです。こうした方々に、また団体に、町の代表である町長が行かれるのが町長の仕事ではないか、政治家としての仕事ではないかと。そういう方々に、この事業の理解をしていただいてご支援をいただく

というような内容を最後申し上げさせていただきました。

大幅に省きますけれども、土屋さんがいなければこの事業はできないと、おっしゃるとおりですということを最後おっしゃられまして、ご指摘いただきまして、ご提案いただきまして本当にありがとうございました。一生懸命努めたいと思いますということで結ばれております。これはこれでよろしいわけですね。最後です。会議録そのものの最後の部分を改めて読ませていただいたわけであります。

そうしますと、この事業は、これは6月のときに私、補正予算の中で質疑をさせていただいた内容でございます。7、8と事業があって、8月には事業は終了してということだと思いますので。もう6カ月以上たっているわけでありましてけれども、ではその間、政治家として、町長、どういう行動をされたんでしょうか。そうしないと、この97万円の説明というか、私は納得できないんです。

どういふ方にお会いしてどういふ要請をされたのか、日にちと場所、要請内容についてリストで出していただかないと、この審議は続けられません。文書提供を求めます。

町長がお約束しているんですよ、議会で。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 6月議会のときに一生懸命努めさせていただきますと申し上げて、土屋さんの大変なご努力によって27年度事業が完結することができたと思っております。

そういう中で、なかなか実行委員会の皆様方もいろいろな書類整理とか、なかなか時間もかかったようでございますが、私は政治的な活動ということにつきましては、10月、11月ぐらいからですか、まず1つは……

（石井議員「町長、文書で出してください」と呼ぶ）

○町長（石田義廣君） 恐らく手帳に日時等記入してあると思しますので、出せると思えますけれども。

◎時間延長の件

○議長（大地達夫君） お諮りいたします。

間もなく午後5時になります。議事の都合により、会議時間を延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

よって、会議時間を延長いたします。

それでは、暫時休憩いたします。

(午後 4時38分)

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 5時19分)

○議長（大地達夫君） 石井議員から、メキシコ交流に関する町長の行動記録を文書にて提出する要求がありました。町長からまとめていただきましたが、これは議運に諮っておりませんので、文書としての配付は後、議会運営委員会にかけて了解のもと、配付したいと思います。

まずは、町長から行動記録を読み上げていただければと思います。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 今年に入ってから活動記録でございますが、1月5日に千葉県議会事務局にお会いいたしました。この方は、以前、2009年の400周年のときに県の国際交流室長を務めておられた方で、よく存じ上げておりましたので伺いました。

そのときに、この国際交流関係事業は、今、千葉の魅力担当部長の管轄ですと。総合企画部の一角なんです、ご案内いただきまして、ご紹介いただきまして、1月13日に担当部長さんにお会いしました。

この部長さんの下に国際交流課とか広報課がありますので、事業説明を私しまして、非常に急なんですけれども、何らかのご支援いただけないでしょうかというようなことでお願いに上がった次第でございます。

そして、翌日の1月14日に小高伸太県議さんに、これ電話でございましたが、昨日、県の担当部長さんにお会いしましてお願いしましたので、どうぞよろしくお願ひしますというお電話をさせていただきました。

そして、1月22日に外務省の中南米局長にお会いいたしました。これは吉野産業観光課長と一緒にございましたけれども、行きました。同日、中南米局長は一緒でしたけれども、ほかに課長は用事がありましたので、その後、私は単独で森英介衆議院議員と、さらに、そのときメキシコ大使館に伺いまして、一等書記官にお会いいたしました。お願いしました。いろんな協議といたしますか、打ち合わせ等を行ったわけでございますけれども。

そして、2月10日に株式会社幕張メッセという株式会社が、今幕張メッセあるんですけど

も、代表取締役専務の方にお会いしまして、この方は昨年3月まで千葉県の商工労働部長をされていた方で、よく存じ上げておりましたので、こういう事業を御宿はやっていますから何らかのご支援いただけないでしょうかということで代表取締役専務さんにお会いさせていただきました。

そして、2月18日に森英介衆議院議員に議員会館を訪れましてお会いしましてお願いし、またメキシコ大使館に行きまして、このときはアルマーダ大使さんと一等書記官のお二方にお会いすることができました。

このとき、やはり事業支援でぜひこういう事業を続けていきたいんですけどもということで、そうしましたら、企業のご案内ということで、直接大使が企業に向けて文書を書くことはちょっとできませんねというような、それも経済産業省で確認はしてみますけれどもということだったんですが、大使から私への通知で手紙は書けると。この事業はすばらしい事業であるから、御宿のこういった事業に協力、非常にいい事業ですよと勧めてくださいということの、そういった内容については私宛てには書けるんじゃないかということでお返事をいただきまして、先日英語の文章ですけれども、まだちょっとよく翻訳していませんけれども、送っていただいたところでございますけれども。

そして、2月28日にメキシコ大使館の一等書記官と御宿に来られましたので、お話をしている協議を、打ち合わせをしたところでございます。

このような概要ですけれども、このようなことでご報告させていただきます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

本年度になってからということで、報告はもう結構でございます。昨年の6月、私がこの一般質問をしてから政治家としてぜひご努力いただきたいということで、町長も先ほど一生懸命努めたいということで締め言葉をいただいておりますけれども、いろんな企業、団体等あるわけでありましてけれども、やはり会計年度、年度末、今ここに来て動きますか、町長、それは。動かないんじゃないですか。もうそういうことで報告いただいたわけですから、12月中までは全く町長としては動いていないというふうに理解をいたしました。これはいいですよ、もう答弁いただかなくて。

それで、では一方で職員の皆さん、どういう努力をされているかということです。今年の実績は、今日ちょっと持ってきておりませんが、資料として今年予算の中で寄附金、予算ですけれども5,000万円ということで前年度と比べて4,999万8,000円の増、パーセントの

増がついていますがけれども、ごめんなさい、ちょっと桁数が多過ぎて読めません。

町長、これだけ職員の皆さんは努力されているんです。成果ゼロじゃありませんか。もっと早く動けばよかったんじゃないでしょうか。御宿でも、神社仏閣でありますけれども、篤志家によって、お願いをしたら、すぐ次の日だと伺っております、大変な金額いただいたと。そういう方々がたくさんいらっしゃるじゃないでしょうか。すばらしいと、みずからおっしゃったわけじゃないでしょうか。私もそう思います。

たしか、ちょっと今資料は持ってきておりませんが、外務省中南米局だったと思いますけれども、そこからも一応メキシコ関係のいろんな会社、リストが来ているというお話も伺ったことが記憶として残っております。大変長いリスティングであったと思います。かなり前だったと思います、町長。

やることをやらないで税金を使うんですか、町長。これは政策事務じゃないです。公立事務じゃないです。町長発案の事務じゃないですか。事務じゃないね、事業です。

ですから、これは町税を使わないということで一番最初、議会で表明されたわけじゃないですか。違いますか。

穴をあけるということは、私は好ましいと思いません。しかし、やるべきことがあったんじゃないでしょうか、町長。大事なお金じゃないですか、町長。町民の皆さんからお預かりしたお金じゃないですか。

以上で質問を終わります。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今ご報告申し上げましたけれども、言いわけということになるかわかりませんが、いろんな事業に追われております。そういう中で、今石井議員さんご指摘のそういった活動をしていないじゃないかと。そう言われてみますと、それは、私は私なりにいろんな意味で、この27年度事業についてもよく土屋さんとお会いして、いろんな打ち合わせをしたり、事業を進めてきたわけでございます。

そういう中で、私は私なりに努めてきたつもりでございますが、そういったご意見いただければ、それはしっかりと私は受けとめざるを得ないと。そういうことで、そういう受けとめ方しかないということでございます。

事業費のことにつきましては、町の一般財源を支出するのは極力抑えるという、私は今までも申してきましたけれども、このたび、ご案内のように27年度事業はかなり大きな事業財源を使っております。同じ――やっぱりこのぐらいだと、ちょっとなかなか事業費的にも当然一般

財源を使うことは難しいなという中で続けていくためには、大体最低限度このぐらい必要じゃないかなということ、250万円という経費をお願いしてあるわけですが、そのことについての評価については、もう議員の皆様方がどのように評価されるかは当然お任せするしかないんですけれども、そういうことで私は思っております。

以上でございます。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第31号に賛成の方は、挙手願います。

（挙手多数）

○議長（大地達夫君） 挙手多数です。

よって、議案第31号は原案のとおり可決することに決しました。

ここで議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

（午後 5時34分）

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 6時30分）

◎日程の追加について

○議長（大地達夫君） 3月8日、石田町長から提出された平成28年度御宿町一般会計予算について撤回したいとの申し出があります。

平成28年度一般会計予算撤回の件を、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

◎平成28年度御宿町一般会計予算撤回の件

○議長（大地達夫君） 追加日程第1、平成28年度御宿町一般会計予算撤回の件を議題といた

します。

石田町長から、平成28年度御宿町一般会計予算撤回の説明を求めます。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

平成28年3月10日、御宿町議会議長、大地達夫様。御宿町長、石田義廣。

事件撤回請求書。

3月8日提出いたしました事件は、次の理由により撤回したいので、御宿町議会会議規則第20条の規定により請求します。

記。件名、平成28年度御宿町一般会計予算。

理由。御宿パークゴルフガーデン及び月の沙漠複合インフォメーションの指定管理に係る修正並びに駅前駐車場整備工事費及び御宿台公園テニス場改修工事費を削除するため、議案第36号 平成28年度御宿町一般会計予算を撤回させていただくものです。

よろしく願いいたします。

○議長（大地達夫君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております平成28年度御宿町一般会計予算撤回の件を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

平成28年度御宿町一般会計予算撤回の件を許可することに決定しました。

ここで議会運営委員会開催のため、暫時休憩します。

（午後 6時32分）

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 6時50分）

○議長（大地達夫君） ここで石田町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 貴重なお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の会議におきまして、議案第36号 平成28年度御宿町一般会計予算案を撤回させていた

いただきましたが、ここに改めて、平成28年度一般会計予算案をご提案させていただきます。

再提案の理由でございますが、当初提案させていただきました平成28年度一般会計予算案におきまして、御宿パークゴルフガーデンの指定管理者となる団体がなかったことによる指定管理料の削除と、御宿パークゴルフガーデンの運営費用を追加すること、御宿駅前観光案内所及び月の沙漠複合インフォメーションにおける指定管理料に人件費を追加すること、また駅前駐車場整備工事費及びテニスコート改修工事費を削除させていただくものです。

本日提案させていただきます新たな平成28年度一般会計予算案につきまして、改めまして慎重なご審議をいただけるよう、よろしくお願いを申し上げます。

◎日程の変更について

○議長（大地達夫君） ただいま石田町長から発言がありましたが、本日、議案第36号が撤回され、改めて議案第37号 平成28年度御宿町一般会計予算が提案されました。

ここで、今定例会の日程第3号と日程第4号をお手元に配付いたしました日程に変更したいと思います。

日程第3号、日程第9、議案第32号から日程12、議案第35号を16日に送り、本日は日程第13、議案第37号の説明まで行い、16日は議案第32号から議案第35号、議案第37号の質疑、採決を行うこととしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

日程第3号、日程第4号は、お手元に配付いたしました日程に変更となりました。

◎議案第37号の上程、説明

○議長（大地達夫君） 日程第9、議案第37号 平成28年度御宿町一般会計予算を議題といたします。

田邊企画財政課長より議案の説明を求めます。

田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 議案第37号 平成28年度御宿町一般会計予算案についてご説明申し上げます。

まず、平成28年度における町の財政見通しですが、歳入に関しては、景気回復効果ははまだ

地方への波及が数字で実感できるほどの効果を生み出していないと感じられ、これによる税収増はほとんど見込まれないものと思われます。

地方交付税については、地域が自主性と主体性を発揮して地方創生に取り組むための費用が平成27年度から新たに創設されており、平成31年度までの5年間は、平成27年度と同水準の枠で算定される見通しです。

このことから、歳入一般財源は平成27年度と同規模で数年は推移すると見込んでいます。

ただし、歳出においては、社会保障関係経費など、社会的要因による経常経費の増加は避けられない状況であり、御宿町総合計画に掲げられた施策の実現に加え、御宿町まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標を達成していくためには、今まで以上に厳しく歳入確保に取り組み、歳出の抜本改革による効率化、重点化に取り組むことが必要と思われます。

このような中、国の政策と基調を合わせ、かつ町民が望む町づくり施策を実行していくため、財源の確保と予算の重点配分に努めるとともに、限られた財源で最大の効果が発現されるような予算編成に取り組みました。

平成28年度は、第4次町総合計画の4年目となることに加え、御宿町まち・ひと・しごと創生総合戦略の2年目でもあります。したがって、地域活性と財政の健全化の両立を念頭に置きつつ、アクションプランに掲げた施策を原則としながら、地方創生総合戦略における目標の実現に向けた施策を立案し、将来の御宿創生に向けた戦略的な予算を編成いたしました。

次に、予算案の具体的な内容でございますが、予算書1ページをご覧ください。

予算書の第1条ですが、平成28年度の一般会計予算規模を歳入歳出総額39億2,700万円と定めるものです。前年度当初予算に比べ7億2,500万円の増額、割合にして22.6%の増となりました。

次に、第2条は、債務負担行為に関する規定でございます。予算書の9ページをご覧ください。

町有地測量委託については、六軒町、新町地先の地籍の整理を行うものであり、期間は平成28年度から平成32年度までの5年間で、限度額は1,299万4,000円でございます。

次の土地評価基礎資料作成及び市街地宅地評価業務委託については、固定資産税の課税に要する基礎資料作成委託でございます。期間は平成28年度から平成30年度までの3年間で、限度額は1,395万円でございます。

次に、第3条は地方債に関する規定でございます。予算書の10ページ及び予算概要の17ページ、18ページをご覧ください。

地方債は、限度額合計6億6,070万円を計画し、借り入れする際の利率を3%以内とするものです。

地方債の内訳でございますが、防災施設整備事業につきましては、防災行政無線のデジタル化に向けた機器更新費に充てるもので、充当率は100%、後年度の交付税にて元利償還金の70%の財政措置があるものです。

認定こども園建設事業については、(仮称)おんじゅく認定こども園の建設工事等に充てるもので、充当率は一部を除き100%、後年度の交付税にて元利償還金の70%の財政措置があるものです。

水道企業団出資事業につきましては、南房総広域水道企業団が実施する非常用発電設備整備事業等に対する出資金に充てるもので、充当率は100%、後年度の交付税にて元利償還金の50%の財政措置があるものです。

中山間地域総合整備事業につきましては、平成21年度から実施しています中山間地域総合整備事業の町負担分に充てるもので、充当率は90%、後年度の交付税にて元利償還金の50%の財政措置があるものです。

道路橋梁整備事業は、橋梁点検業務や文教橋補修設計業務に要する経費に充てるもので、充当率は90%、後年度の交付税にて元利償還金の50%の財政措置があるものです。

消防施設整備事業は、第4分団の消防ポンプ車の購入費用に充てるもので、充当率100%、後年度の交付税にて元利償還金の70%の財政措置があるものです。

臨時財政対策債につきましては、普通交付税からの一部振替措置であり、後年度の交付税にて発行可能額の100%について財政措置があるものです。

予算書の1ページに戻りまして、第4条及び第5条につきましては、地方自治法第235条の3第2項による一時借入金の最高額並びに地方自治法第220条第2項ただし書きの規定による項間の流用ができる場合について定めたものです。

それでは、歳入の各款ごとの内容でございますが、予算概要に基づいてご説明申し上げます。予算概要の49ページをご覧ください。

1款町税は8億6,950万3,000円となり、前年度に比べ1,138万8,000円、1.3%の増額と見込みました。これは固定資産税における家屋分及び償却資産分の増収が見込まれることや、目標徴収率を引き上げたこと、軽自動車税の税率改定があることによるものです。

2款地方譲与税から8款自動車取得税交付金につきましては、国の示す地方財政計画並びに県の推計値をもとに所要額を計上しています。

10款地方交付税は総額で11億1,000万円を計上し、前年度に比べ500万円、0.5%の増と見込みました。普通交付税については、地方財政計画の推移や県の試算値を参考としながら、平成27年度国勢調査人口の速報値、町税の増収見込み額、その他基礎数値の変動による影響を踏まえ算定し、前年度と同額の10億7,500万円を計上しました。特別交付税につきましては、対象事業費の増が見込まれるため、500万円増の3,500万円を計上しました。

12款分担金及び負担金は1億8,639万6,000円を見込み、前年度に比べ1,083万1,000円、5.5%の減額となっています。清掃センターの運営に係るいすみ市負担金の減額が主な要因です。

13款使用料及び手数料は8,738万6,000円を見込み、前年度と比べ182万4,000円、2.1%の増額となっています。なお、保育所使用料について平成28年度から実施する多子世帯の保険料軽減の制度拡充による減収影響額は、町が単独で拡充するものまで含めると172万5,000円となります。

なお、新議案では、6目教育使用料、2節社会体育施設使用料に御宿台テニスコートの使用料60万円とパークゴルフ場使用料210万円を追加計上しております。

14款国庫支出金につきましては1億8,092万1,000円を見込み、前年度に比べ426万4,000円、2.3%の減額となっています。これは社会保障・税番号制度対応システム改修に対する国庫補助金が減額となることなどによるものです。

15款県支出金は1億8,990万3,000円と見込み、前年度に比べ2,415万5,000円、11.3%の減となっています。中学校体育館への太陽光パネル取り付け工事及び漁礁設置工事に対する県補助金が減額となることなどによるものです。

16款財産収入は1,982万9,000円と見込み、7万6,000円、0.4%の増となっています。

18款繰入金は2億495万2,000円と見込み、前年度と比べ1億8,670万1,000円、1,023%の増となっています。公共施設の維持や認定こども園建設に係る財政需要に対応するため、基金の取り崩しを行うほか、活力あるふるさとづくり基金を活用し、特色ある町づくり事業を行っていきます。

なお、新議案は、御宿台テニスコート改修工事の削除により公共施設維持管理基金繰入金を4,800万円減ずるとともに、駅前駐車場整備工事の削除により、活力あるふるさと基金繰入金を700万円減じております。

19款繰越金は財政規模における適正な実質収支率を踏まえた上で1億930万円を計上しました。

なお、新議案は、100万円未満の収支調整のため70万円を減じております。

20款諸収入は5,235万2,000円を見込み、前年度と比べ804万5,000円、13.3%の減となっております。JR複線化事業に係る返還金が減少となることが減額の主な原因です。

21款町債は先ほど第3表でご説明しましたとおり、総額6億6,070万円を計上しました。

以上、歳入合計で39億2,700万円でございます。

次に、歳出でございますが、予算書の32ページをお開きください。

1款議会費は7,301万円を計上し、前年度に比べ541万4,000円、6.9%の減額となりました。減額の要因は、議員年金制度の経過措置に伴う負担金の減額によるものです。議会運営費や議員活動経費、議会だよりの発行経費等に要する経費を計上しています。

33ページからの2款総務費は7億5,115万円を計上し、前年度に比べ1億5,460万7,000円、25.9%の増額となりました。全体の19.1%を占めています。

1項総務管理費は6億2,338万8,000円で、主な内容は、庁舎管理経費を初めとする事務管理経費のほか、電算機器の使用料、広報紙の発行、町有財産の管理、行政区運営費補助や各種防災対策経費などです。

34ページ、1目一般管理費、13節委託料の社会保障・税番号制度対応システム改修委託には、マイナンバー制度の導入に伴う電算システム改修経費を計上し、平成27年度から引き続き取り組んでいきます。

36ページ、3目財産管理費、13節委託料には町有地測量委託の一部に債務負担行為を設定しております六軒町、新町地先の地籍整理の経費を計上しています。2項目後にあります公共施設等総合管理計画策定業務委託は、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための計画策定経費でございます。

新議案は、37ページにおいて、駅前駐車場整備工事費1,150万円を減じております。

37ページ、4目企画費ですが、平成27年度まで国際交流協会でも実施していましたが日本メキシコ学生交流プログラムの実施に要する経費250万円を8節報償費、11節需用費及び次ページ、13節委託料のそれぞれの一部として計上しています。

13節委託料にはふるさと寄附に対する記念品等の配送委託費を計上したほか、移住定住プロモーション映像作成委託費として町を紹介する2種類のプロモーションビデオの作成経費を計上しています。

39ページから40ページの6目防災諸費は防災機器の維持管理経費や防災訓練に係る経費を計上しています。15節工事請負費の防災行政無線デジタル化工事は、防災行政無線のデジタル化

に向けた機器更新費です。

9目活力あるふるさとづくり基金積立金、25節基金積立金では、ふるさと基金の収入を5,000万円と見込み、利子と合わせて基金に積み立てます。

41ページから42ページまでの2項徴税費は徴税の賦課徴収に係る経費でございます。

42ページ、2目賦課徴収費、13節委託料で債務負担行為を設定しております固定資産税の課税のための土地評価資料作成業務委託費を計上しております。

44ページから46ページの4項選挙費は参議院議員選挙や千葉県知事選挙、御宿町長選挙などの執行経費を計上しました。

次に、47ページからの3款民生費は13億7,773万3,000円を計上し、前年度に比べ5億603万4,000円、58.1%の増額となりました。全体の35.1%を占めています。

1項社会福祉費は7億96万円を計上し、主な内容といたしましては、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療など各特別会計への繰出金のほか、老人福祉、障害福祉に係る扶助費等でございます。

50ページ、6目臨時福祉給付金事業費は、消費増税に対する負担軽減対策として引き続き給付される臨時福祉給付金の事業費のほか、所得全体の底上げを図る観点から実施される年金生活者等支援臨時福祉給付金の経費を計上しています。

51ページ、2項児童福祉費につきましては、保育所及び児童館、放課後児童クラブの運営に係る経費のほか、児童手当に係る経費を計上し、6億7,667万3,000円を計上いたしました。

52ページ、1目児童福祉総務費、13節委託料では病児保育事業に係る経費を計上しました。

54ページ、4目児童福祉施設費は、認定こども園の建設における工事費などを計上しました。

55ページからの4款衛生費は5億3,432万5,000円を計上し、前年度に比べ161万8,000円、0.3%の増額となりました。全体の13.6%を占めています。

1項保健衛生費は、町民の健康管理・促進に資する各種健診事業、感染症予防や子ども医療費に係る経費のほか、環境整備に係る経費など1億5,386万4,000円を計上いたしました。

1目保健衛生総務費において、園児や児童生徒の虫歯予防対策として、歯科衛生士による歯科指導に係る経費を計上しました。

57ページ、2目予防費の20節扶助費で高校生以下を対象としたインフルエンザ予防接種費用の助成を新たに実施する経費を計上しました。

3目環境衛生費は、8節報償費や11節需用費、13節委託料にミヤコタナゴ生息地の環境整備費を計上しています。このほか58ページ、15節工事請負費で堺川排水処理施設の補修工事費、

19節負担金補助及び交付金で地球温暖化対策事業として住宅用省エネルギー設備設置補助金を計上しています。

4目子ども医療対策費では、20節扶助費、子ども医療対策事業で引き続き少子化・子育て支援対策として中学3年生までの医療費助成を実施し、さらに平成28年度から高校生への医療費助成に係る費用を計上しています。

59ページ、2項清掃費は清掃センター運営費や合併浄化槽設置補助のほか、夷隅環境衛生組合への負担金など3億3,478万8,000円を計上いたしました。

2目じん芥処理費は、ごみ収集や焼却、資源化等に要する経費を計上しています。

60ページ、15節工事請負費で清掃センターの維持と安定して稼働させていくための施設補修費4,320万円を計上しています。

61ページ、3項上水道費は、上水道の安定的な運営と供給単価の抑制を目的として、町水道事業会計に対し2,000万円を補助するほか、南房総広域水道企業団に対する補助金及び出資金を計上しています。

4項予防費は、後期高齢者医療の特定健診に係る経費です。

62ページ、5款農林水産業費は8,368万8,000円を計上し、前年度に比べ1,719万6,000円、17%の減額となりました。全体の2.1%を占めています。

1項農業費は、農業委員会経費やイノシシを初めとする有害鳥獣被害対策、各種農業振興に係る経費を計上しました。

63ページ、3目農業振興費の8節報償費には、有害鳥獣の捕獲処理に対する報償費を計上しています。

11節需用費の賄材料費で、各種イベントでの地元農産物の試食による紹介や地産地消の拡大を図るための経費を計上しています。

また、13節委託料には、パッションフルーツ及びオリーブの試作圃場整備に係る経費を計上しています。

63ページから64ページの19節負担金補助及び交付金には、イノシシ被害防止対策補助金や中山間地域総合整備事業負担金などを計上しています。また、農業への就業意欲喚起と定着を図るための国庫事業である青年就農給付金事業に係る経費を計上しています。

2項林業費は、林道の維持管理等に係る経費を計上しています。

65ページ、3項水産業費は、種苗放流や漁獲共済補助等の水産振興経費のほか、漁業の担い手確保、育成するための経費を計上しております。

19節負担金補助及び交付金では、マダカアワビの中間育成に要する経費を含んだ種苗放流事業を計上しています。

2目漁港整備費では、岩和田漁港及び御宿漁港の施設補修費用を計上しました。

66ページ、6款商工費は1億3,097万1,000円を計上し、前年度に比べ1,334万3,000円、11.3%の増額となりました。全体の3.3%を占めています。

2目商工振興費、19節負担金補助及び交付金では、商工会が行う各種振興事業への補助のほか、中小企業等への各種助成事業、町内就業者への家賃支援事業、特産品開発、物産交流事業に要する経費を計上しました。

67ページ、13節委託料には、各種観光イベントの開催に係る業務委託費を計上したほか、町外の幹線道路に町への案内看板を設置するための経費などを計上しております。

新議案では、観光案内所の指定管理料に人件費分として67万円を追加しております。

68ページ、15節工事請負費では、町営浜駐車場の舗装修繕工事費及び公衆トイレやシャワールの改修工事費を計上しています。

69ページ、4目月の沙漠記念館管理運営費、15節工事請負費に大規模修繕計画に基づく月の沙漠記念館屋根防水工事費を計上しています。

5目町営プール管理運営費の11節需用費の修繕料は、プールろ過装置や起流ポンプ、スライダー系統等の修繕費でございます。

70ページ、15節工事請負費にはプール施設の電気制御盤修繕工事費を計上しています。

7款土木費は1億2,066万円を計上し、前年度に比べ3,713万6,000円、44.5%の増額となりました。全体の3.1%を占めています。

1項土木管理費は、職員人件費や管理的経費のほか、町道の草刈り、清掃業務に係る経費を計上しています。

72ページ、2項道路橋梁費は6,714万1,000円を計上しており、1目道路維持費には道路の経常的な補修費に加え、5年に一度点検が必要とされた橋梁点検業務委託費を計上しています。

2目道路新設改良費、13節委託料では、浸水対策が必要な区域の現況調査等の委託費、文教橋の補修工事に向けた設計業務委託費を計上しています。15節工事請負費で生活関連道路の排水路整備、舗装改良に要する工事費を計上しています。

3項住宅費は、町営住宅の維持管理に要する経費を計上しています。

72ページの22節補償、補填及び賠償金には、岩和田団地の廃止計画に伴う居住者の移転補償費を計上しました。

4項都市計画費には、従来からの耐震診断費補助に係る経費のほか、74ページに地方創生施策としてリニューアルする住宅リフォーム補助に係る経費を計上しました。

8款消防費は2億2,859万4,000円を計上し、前年度に比べ1,713万9,000円、8.1%の増額となりました。全体の5.8%を占めております。町消防団の活動経費や広域常備消防への負担金等に係る経費を計上しております。

1目常備消防費は、広域常備消防に対する負担金です。

2目非常備消防費は、地域住民の安全で安心な生活を守る町消防団の活動等に係る経費です。今後も広域消防と連携して、町消防団活動の環境整備と消防施設の充実を図っていくほか、消防団フェスタ開催による防災意識の啓蒙と将来に向けた団員確保に取り組んでいきます。

76ページ、3目消防施設費、18節備品購入費の消防ポンプ自動車購入は、第4分団の消防車を更新し、可搬ポンプ搭載消防ポンプ車を購入するものです。

9款教育費は2億3,046万円を計上し、前年度に比べ1,709万5,000円、8%の増額となりました。全体の5.9%を占めています。

1項教育総務費は、教育委員会運営経費や外国語指導助手等に係る経費です。

78ページ、2目事務局費、19節負担金補助及び交付金の最下段、小中学校入学準備金は、子育て世帯の負担軽減を図る観点から、新たに行う小中学校の入学準備金の助成に要する経費です。

2項小学校費ですが、小学校の運営経費や教育振興経費に係るものです。

80ページ、15節工事請負費には、御宿小学校体育倉庫の補修工事費、体育館のトイレ洋式化工事費を計上しました。

81ページ、3目組合学校費は布施学校組合への負担金で、布施学校の運営経費をいすみ市と案分して負担しています。

3項中学校費は、御宿中学校の運営経費や教育振興経費に係るものを計上しています。

次に、83ページからの4項社会教育費でございますが、公民館運営費や資料館費、文化財保護費を計上しています。

1目社会教育総務費、8節報償費の謝礼金は、公民館で開催しておりますメキシコ、スペイン、各友好講演に係る経費で、両大使館と連携して実施するものです。

85ページ、2目公民館費、15節工事請負費には公民館の空調設備改修工事費を計上しています。

87ページ、5項保健体育費ですが、体育施設運営経費や共同調理場運営費に係る費用を計上

しております。

なお、新議案は、2目体育施設費において御宿台テニス場とパークゴルフ場の指定管理料50万円を減ずるとともに、運営管理のための臨時職員賃金482万4,000円や諸経費を追加しております。

89ページ、2目体育施設費、15節工事請負費では海洋センターのエントランスの自動ドアへの改修工事費と弓道場の改修工事費を計上しています。

なお、新議案はテニスコート改修工事費4,800万円を減じております。

91ページ、10款災害復旧費ですが、科目設定として1,000円を計上しているものです。

11款公債費は3億9,340万8,000円を計上し、前年度に比べ63万8,000円、0.2%の増額となりました。全体の10%を占めております。

12款予備費は、地方自治法における予備費の設定の趣旨を踏まえ、前年度と同額の300万円を計上しました。

以上、予算総額を39億2,700万円とするものです。

なお、平成28年度予算に係る主要事業等につきましては、予算概要の19ページから47ページに、また性質別経費につきましては予算概要の53ページにてお示ししておりますので、よろしくお願いたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（大地達夫君） 本日は、議案第37号 平成28年度御宿町一般会計予算の説明までとし、質疑、討論、採決については最終日の16日に行います。

◎散会の宣告

○議長（大地達夫君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

16日は午前9時から会議を開きますので、ご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間にわたり大変にご苦労さまでした。

(午後 7時22分)